

《ご注意》

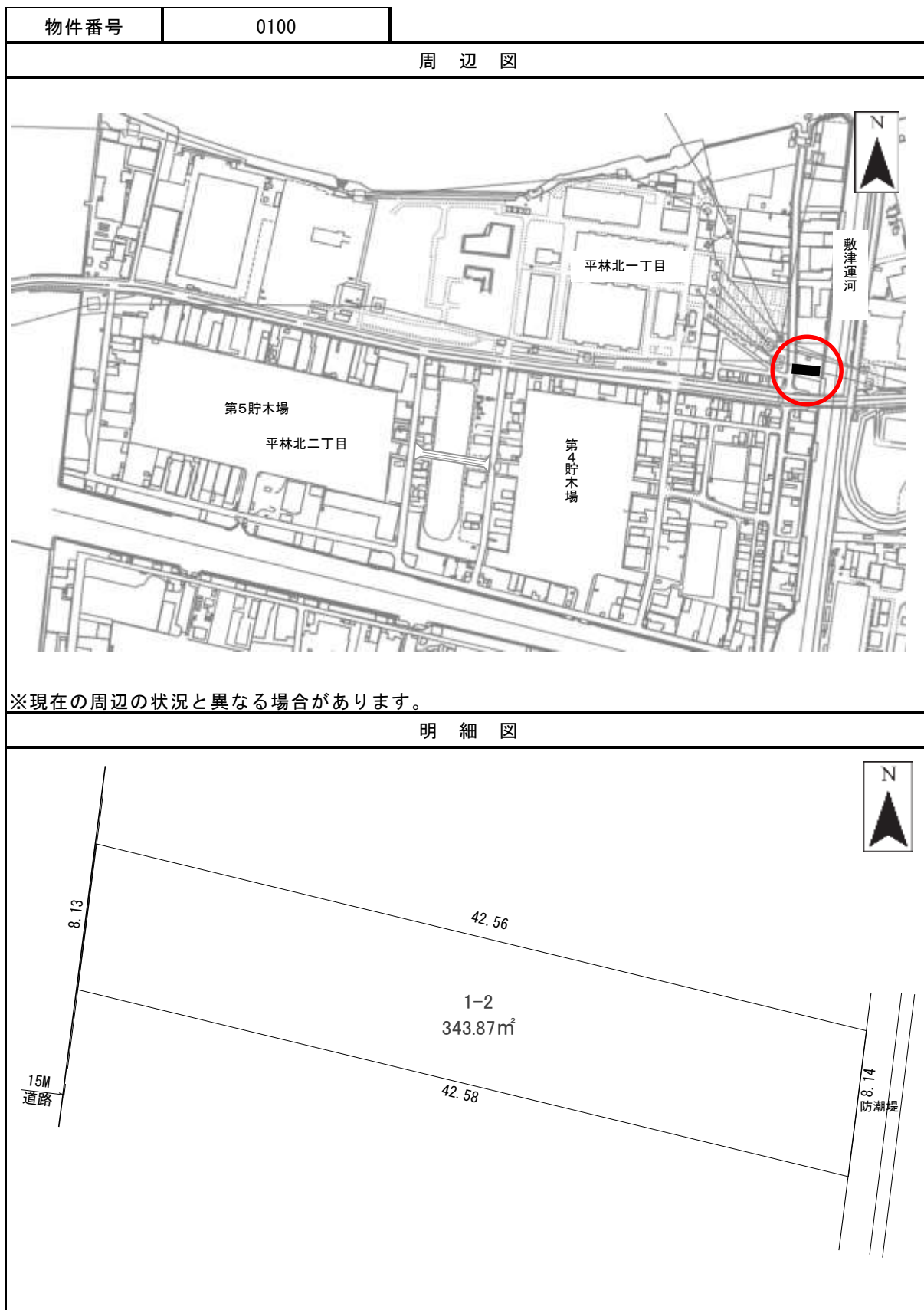
- ★ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
- ★ 物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。なお、入札時と契約時の現況が異なる場合は、契約時の現況を優先します。なお、本物件について、種類、性質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。
- ★ 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。
- ★ 如何なる場合も本市は責任を負いません。
- ★ 入札は、今後予告なしに中止する場合があります

平林地区用地一覽

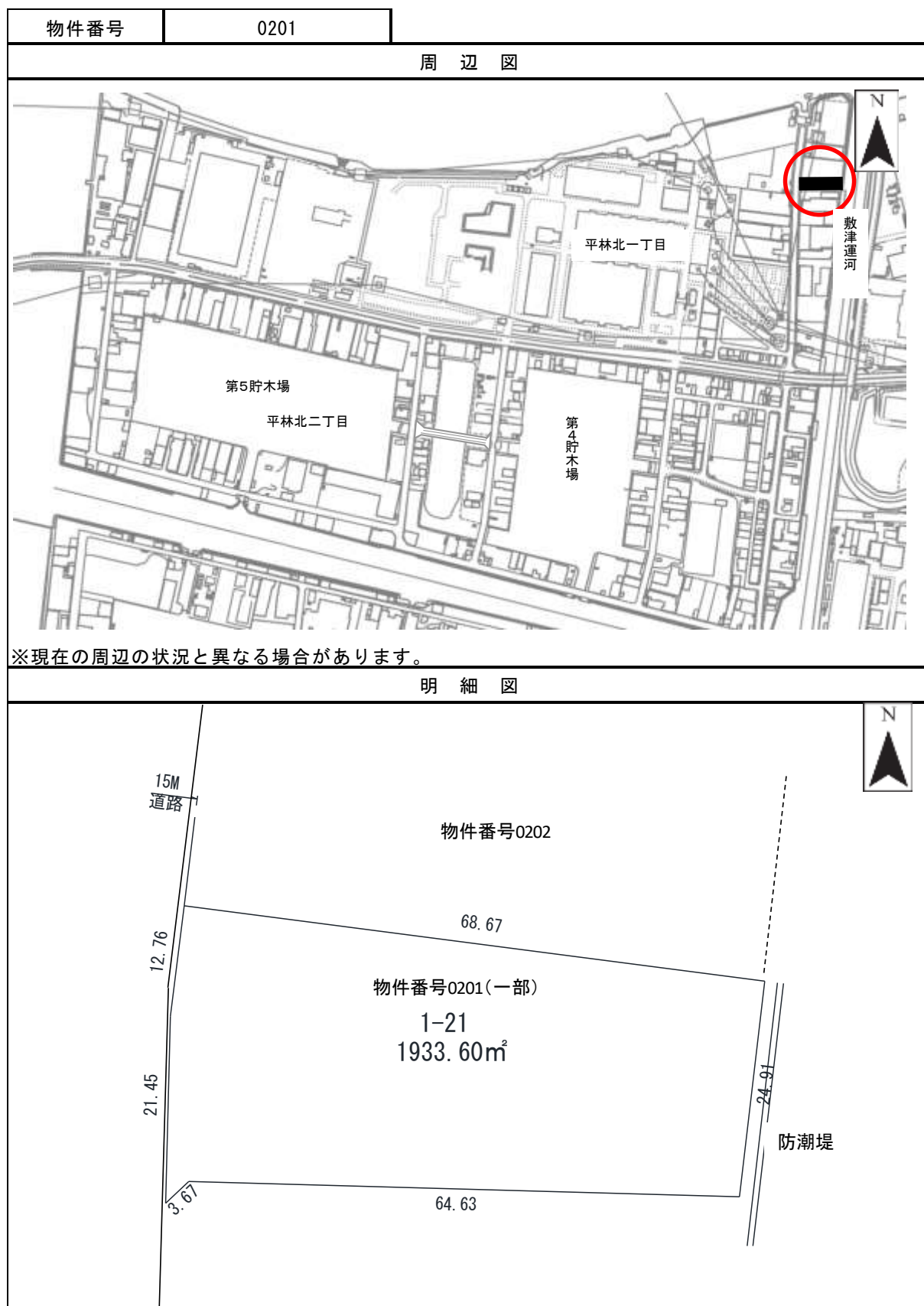


物件 番号	地番	貸付面積 (㎡)	物件 番号	地番	貸付面積 (㎡)	物件 番号	地番	貸付面積 (㎡)
0100	平林北 1-1-2	343. 87	1000	平林北 2-7-107	695. 11	1701	平林北 2-9-151(南)	1, 608. 47
0201	平林北 1-1-21(南)	1, 933. 60	1101	平林北 2-8-1(北)	1, 310. 76	1702	平林北 2-9-151(北)	1, 604. 86
0202	平林北 1-1-21(北)	1, 933. 32	1102	平林北 2-8-1(中)	1, 309. 22	1800	平林北 2-9-154	1, 600. 26
0300	平林北 2-5-1	141. 24	1103	平林北 2-8-1(南)	1, 309. 08	1901	平林南 1-2-4(南)	3, 386. 77
0400	平林北 2-5-9	415. 95	1200	平林北 2-8-14	856. 49	1902	平林南 1-2-4(北)	5, 288. 31
0500	平林北 2-6-30	445. 50	1301	平林北 2-8-23(東)	1, 841. 56	2000	平林南 1-5-10	557. 19
0600	平林北 2-7-24	426. 95	1302	平林北 2-8-23(西)	1, 939. 73	2100	平林南 2-10-11	681. 45
0700	平林北 2-7-51	1, 098. 39	1400	平林北 2-8-53	1, 292. 04	2200	平林南 2-11-19	852. 51
0800	平林北 2-7-93	773. 73	1500	平林北 2-9-64	1, 301. 91			
0900	平林北 2-7-103	49. 68	1600	平林北 2-9-144	2, 671. 27			

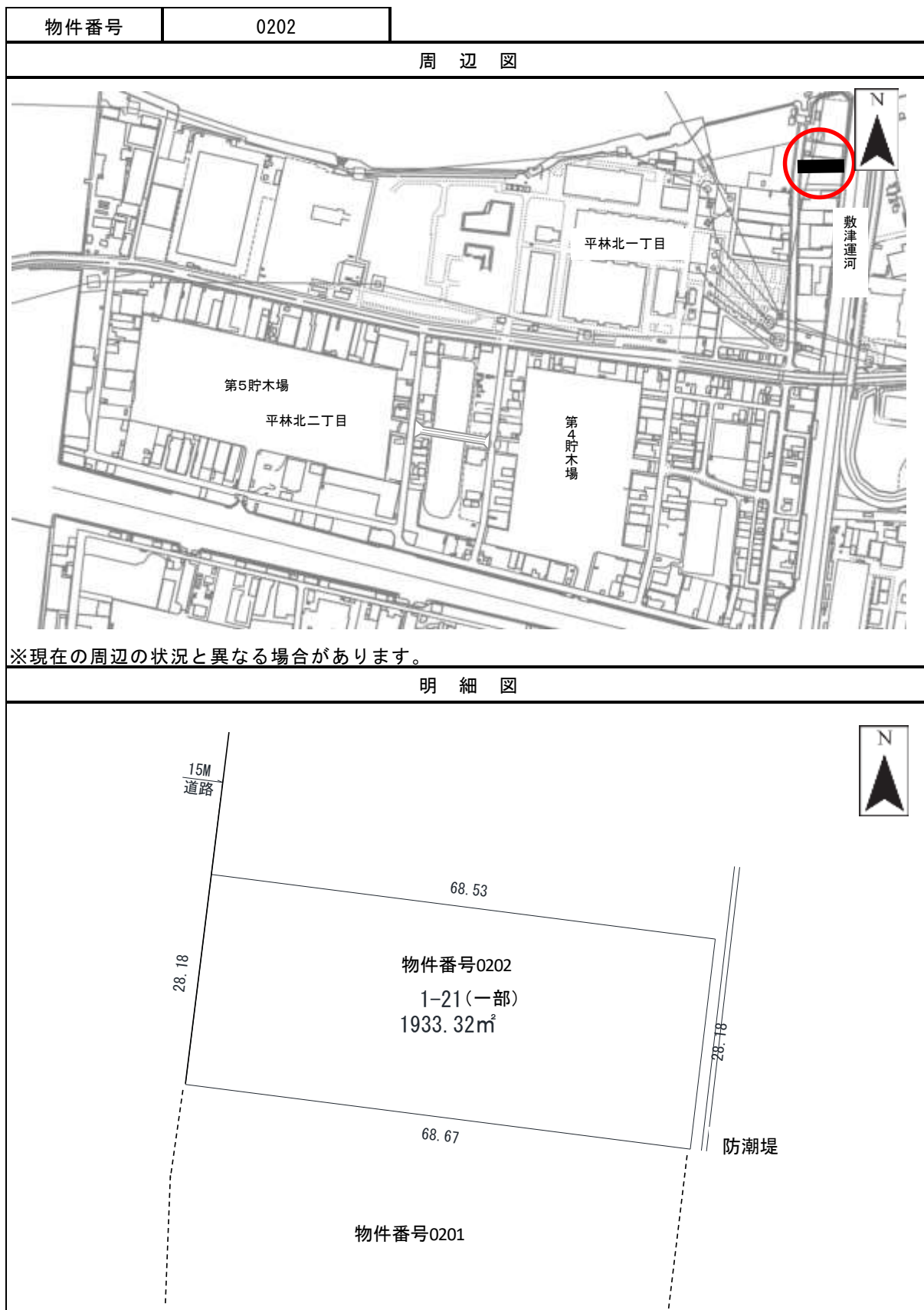
物件番号	0100		
所在地	大阪市住之江区平林北一丁目1番2		
住居表示	大阪市住之江区平林北一丁目1番街区		
貸付面積	343.87㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約1.2km 徒歩約15分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 東側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



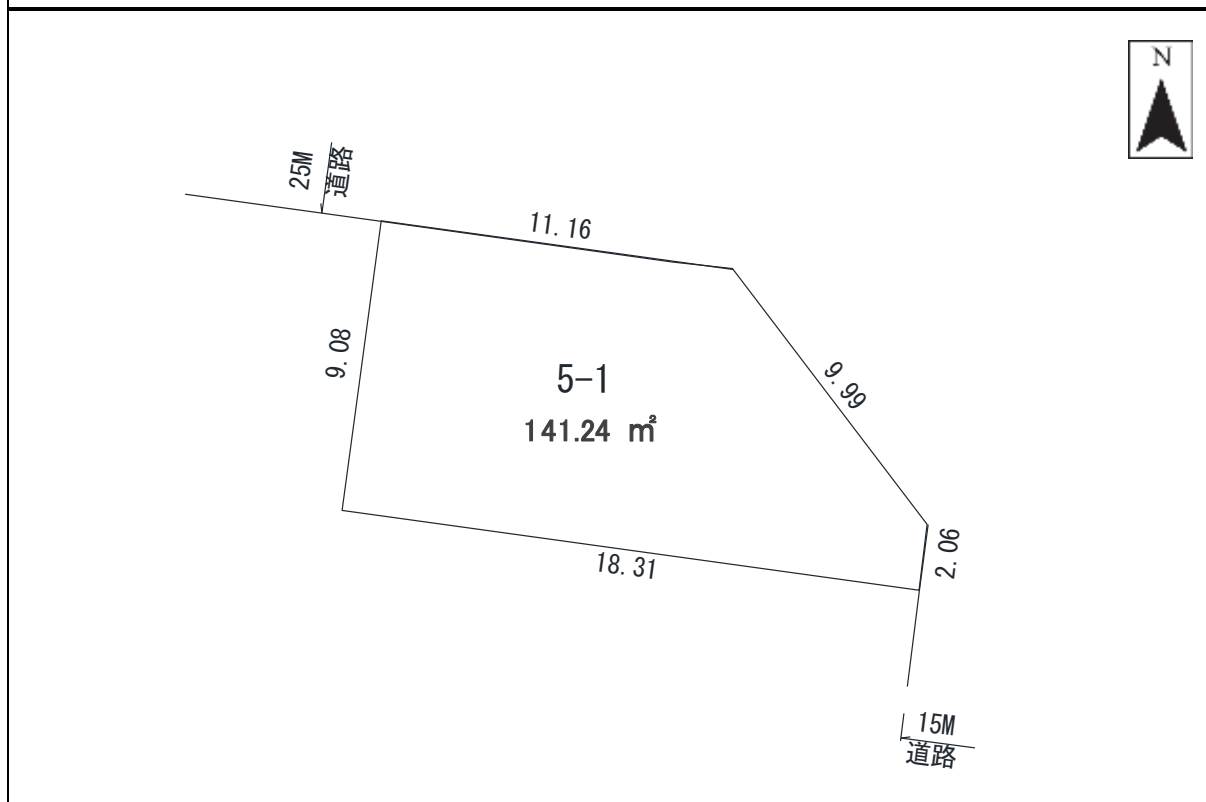
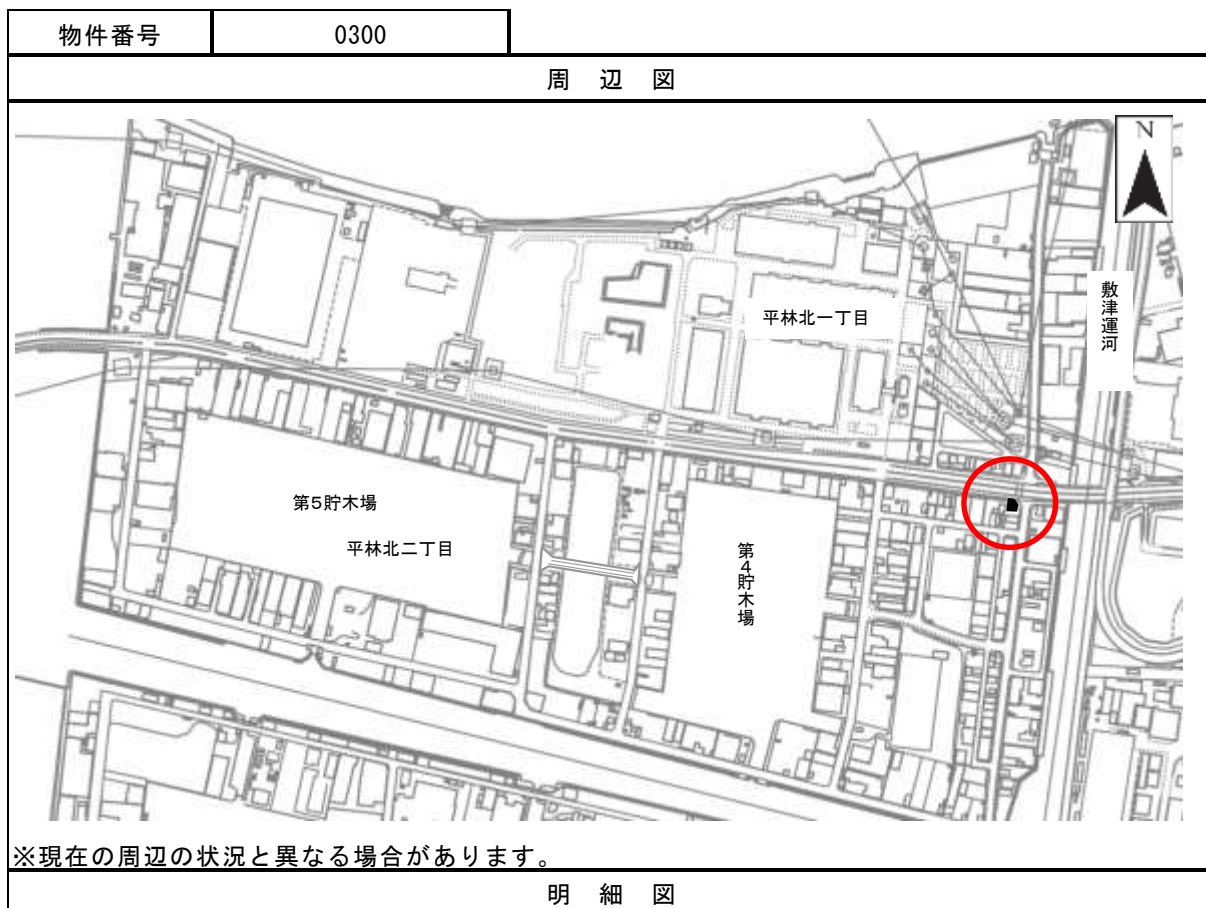
物件番号	0201		
所在地	大阪市住之江区平林北一丁目 1 番21（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北一丁目 1 番街区		
貸付面積	1,933.60㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約1.6km 徒歩約20分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 東側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和11年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	0202		
所在地	大阪市住之江区平林北一丁目1番21（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北一丁目1番街区		
貸付面積	1,933.32㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約1.6km 徒歩約20分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 東側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和11年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。 また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	0300		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 5 番 1		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 5 番街区		
貸付面積	141.24㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成 3 年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし 北側 市道 現況幅員 約25m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約1.2km 徒歩約15分		
現況			
1 令和 8 年 3 月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう 1 年更新することができます。なお、更新については、令和11年 3 月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	0400		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 5 番 9		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 5 番街区		
貸付面積	415.95㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成 3 年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約 8 m 北側 市道 現況幅員 約25m	舗装有 高低差なし 舗装有 高低差なし	
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方	約1.2km	徒歩約15分
現況			
1 令和 8 年 3 月31日まで貸付中です 2 北側にフェンスを設置しており、また、段差もあり出入りができません 3 東側隣接地は民有地となっています。併せて利用を検討する場合は、所有者と別途協議してください 4 隣接地から南東側でフェンスの一部及び東側で梁等が越境しています 5 本物件内に木株があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう 1 年更新することができます。なお、更新については、令和13年 3 月31日を超えることができないものとします。 2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。 9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

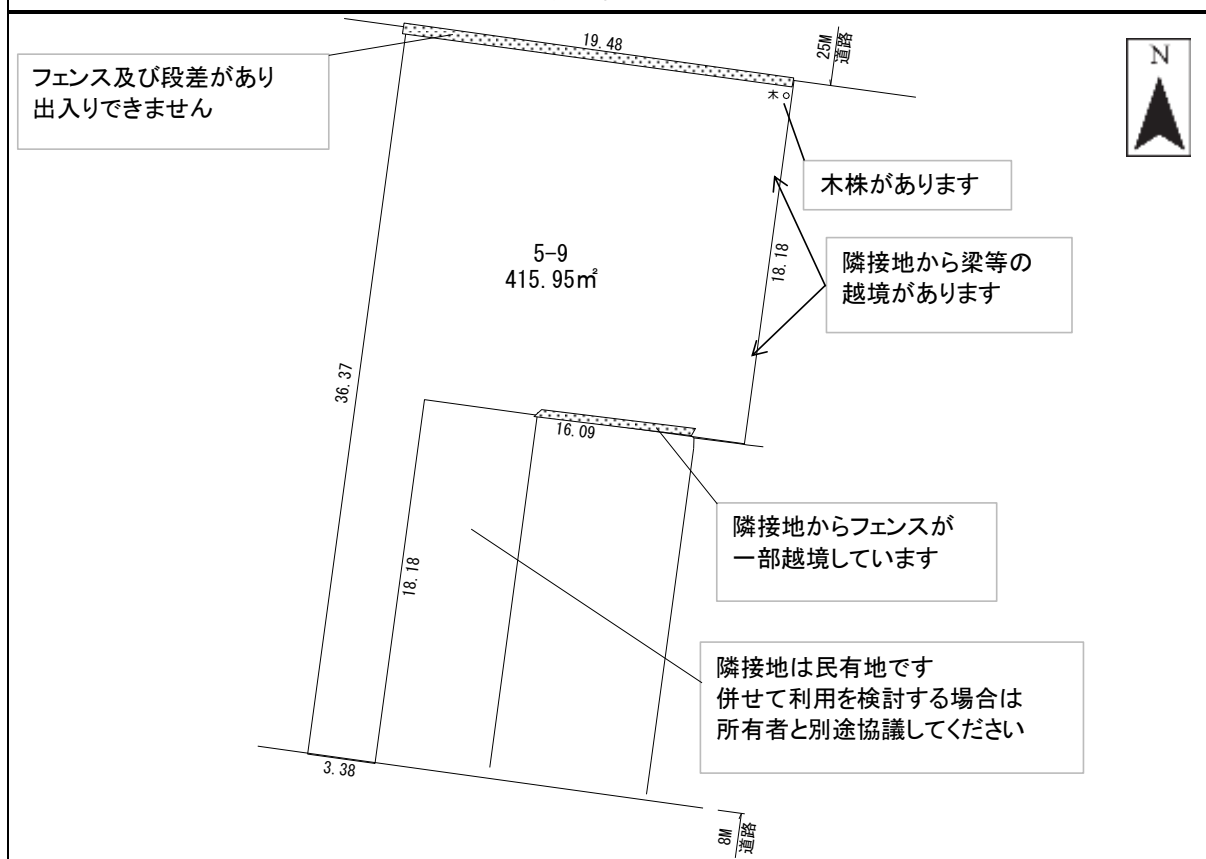
物件番号	0400
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	0500		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 6 番30		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 6 番街区		
貸付面積	445.50㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約6m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約900m 徒歩約12分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 隣接地から北側で軒等が越境しています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

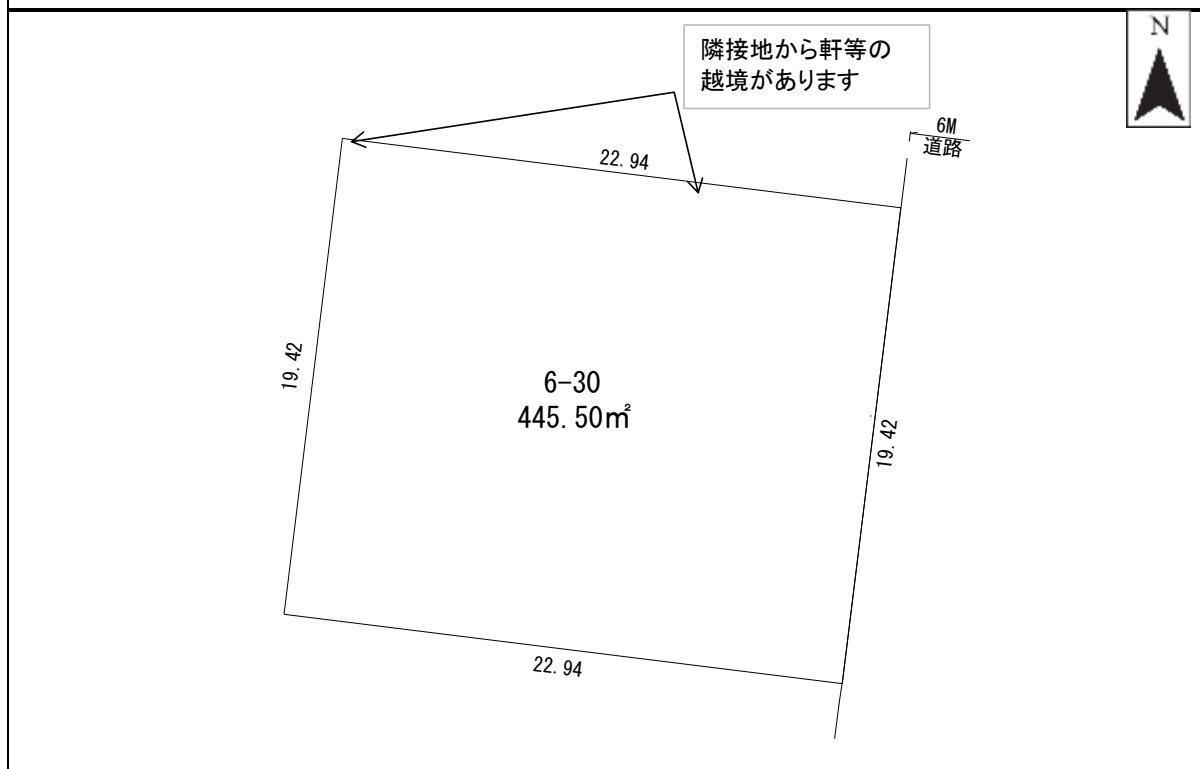
物件番号	0500
------	------

周 辺 図



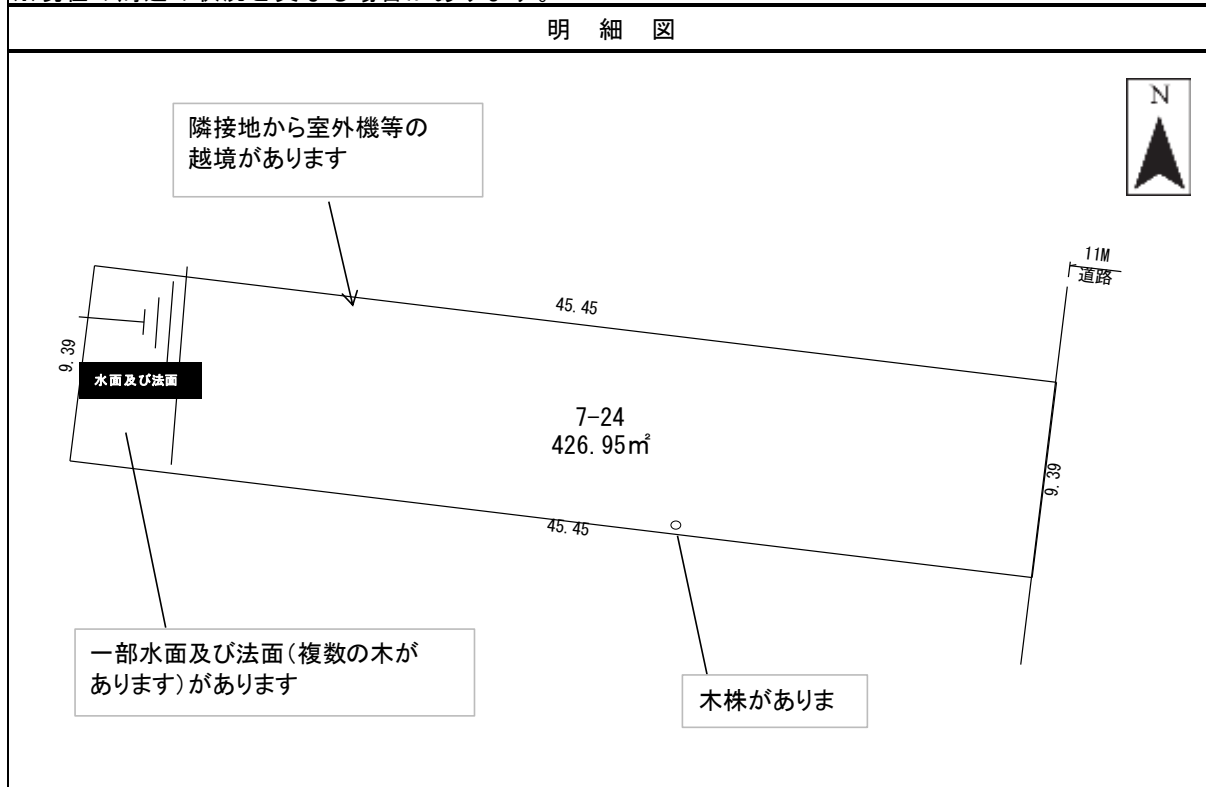
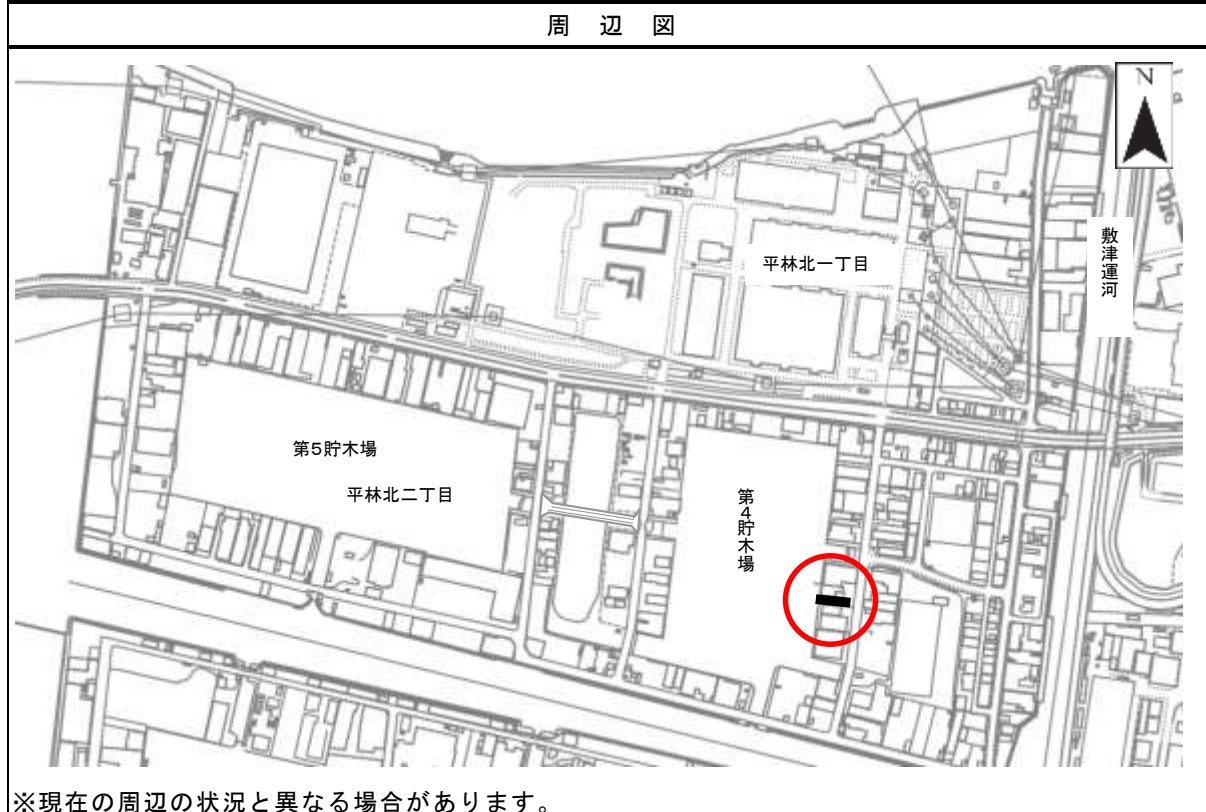
※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図

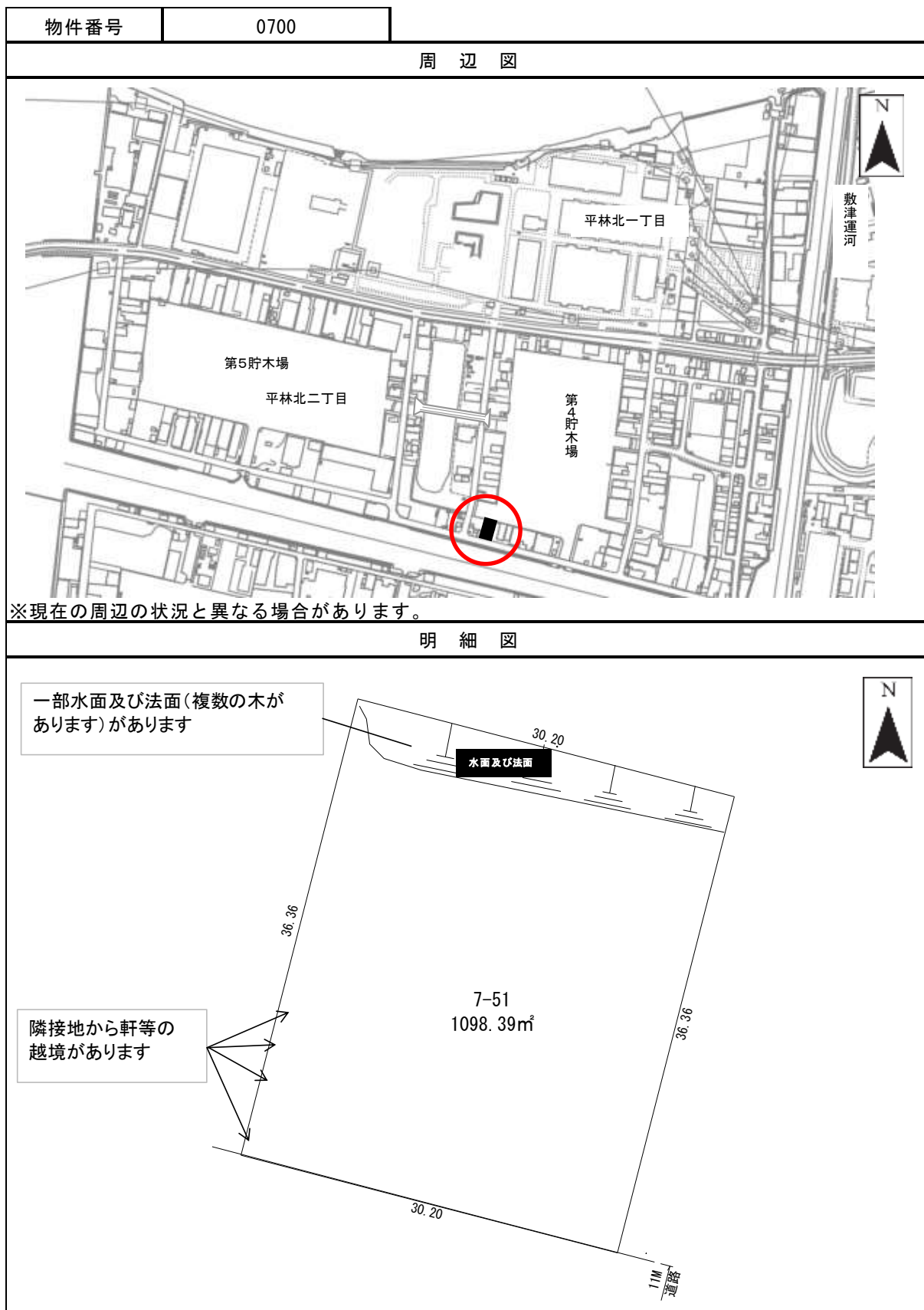


物件番号	0600		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 7 番24		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 7 番街区		
貸付面積	426.95㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約1.1km 徒歩約14分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側の水面及び法面（複数の木があります）を含みます 3 本物件内に木株があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

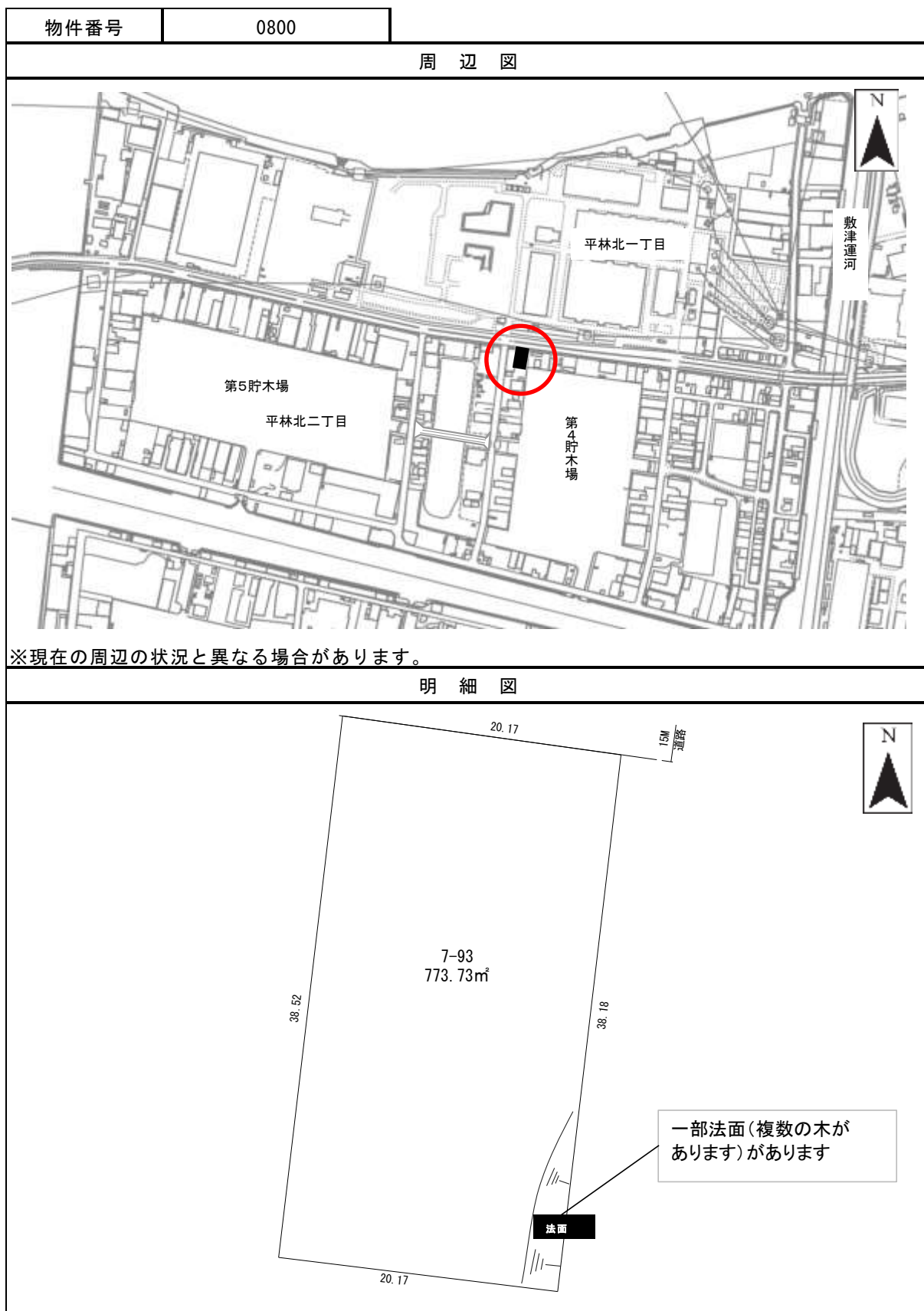
物件番号	0600
------	------



物件番号	0700		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目7番51		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目7番街区		
貸付面積	1,098.39㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.2km 徒歩約15分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 北側の水面及び法面（複数の木があります）を含みます 3 隣接地から西側で軒等が越境しています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	0800		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 7 番93		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 7 番街区		
貸付面積	773.73㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.6km 徒歩約20分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 南東側の法面（複数の木があります）を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、法面を含んだ面積での貸付となります。法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	0900		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目7番103		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目7番街区		
貸付面積	49.68㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.5km 徒歩約19分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 南側の水面及び法面を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

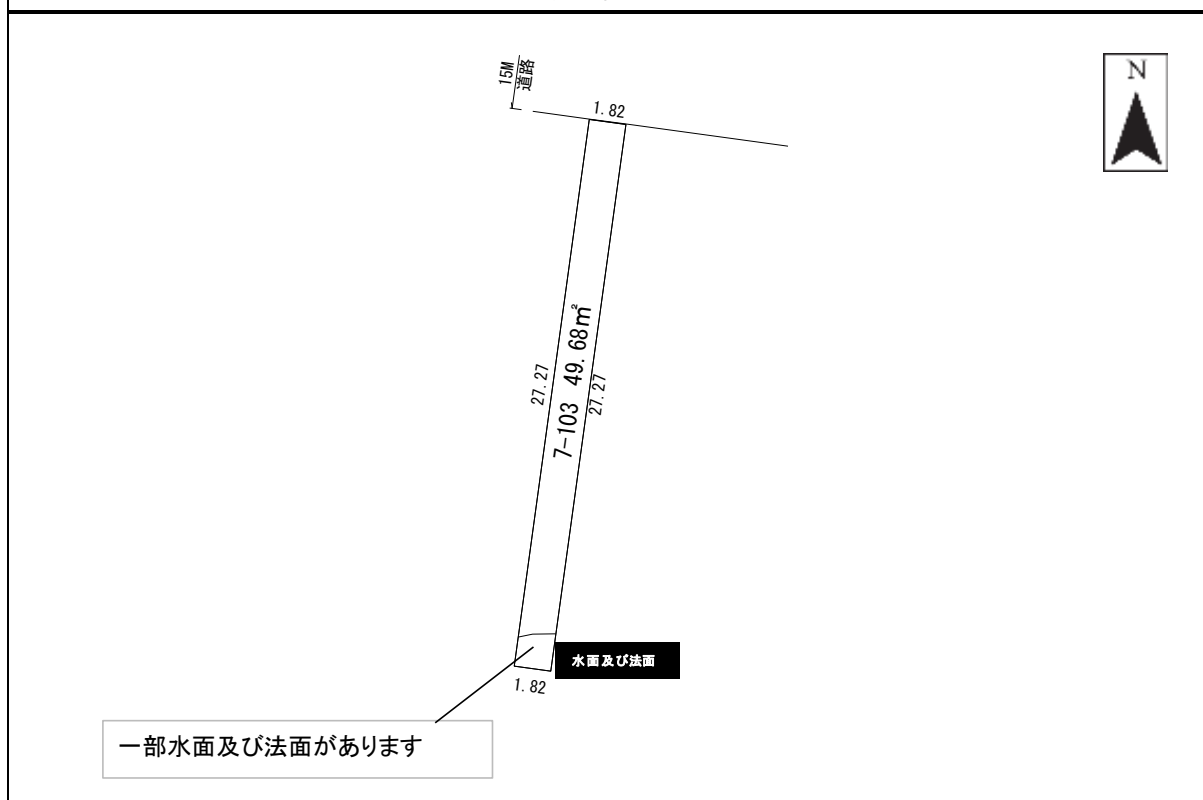
物件番号	0900
------	------

周 辺 図

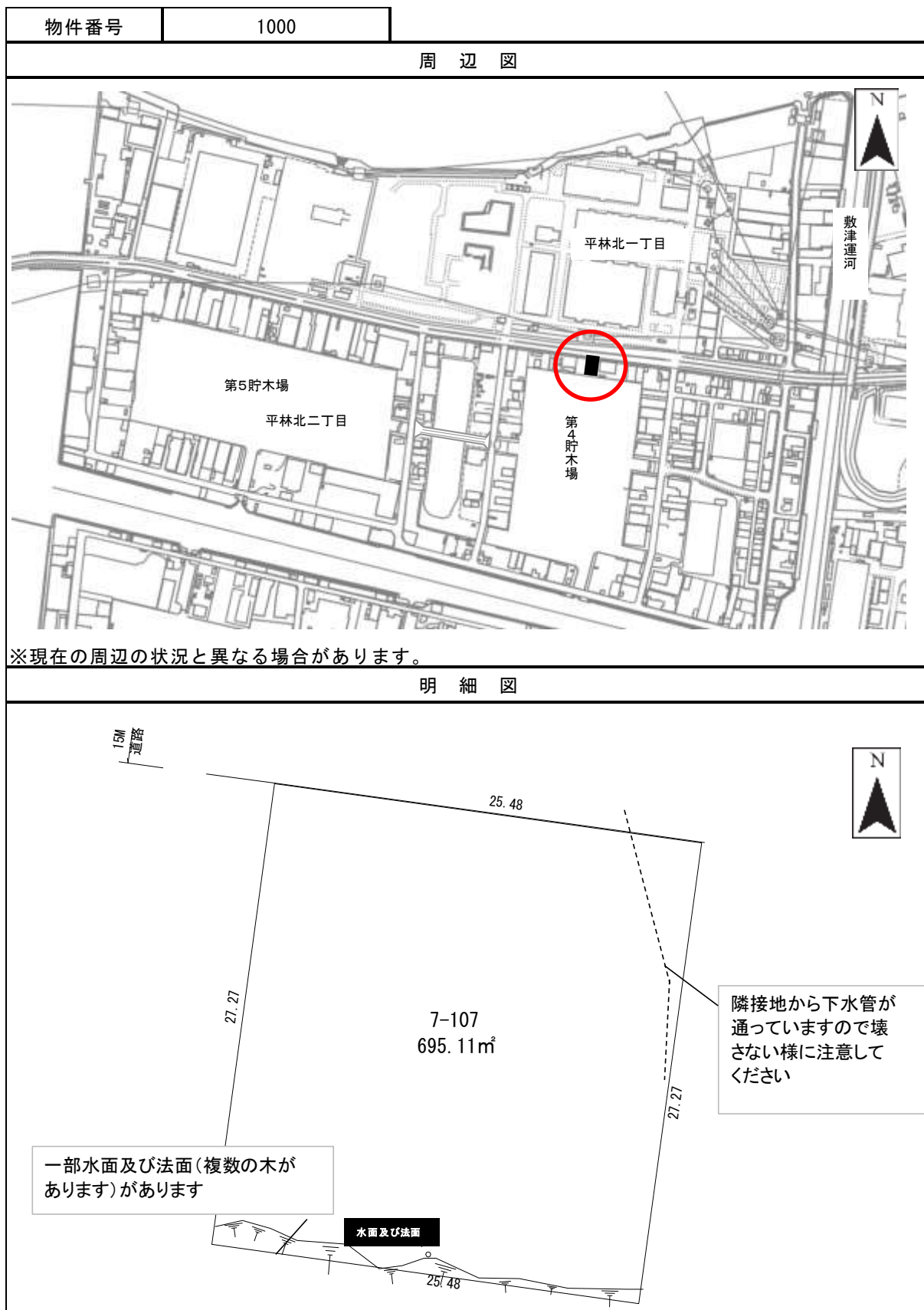


※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1000		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目7番107		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目7番街区		
貸付面積	695.11㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.5km 徒歩約19分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 南側の水面及び法面（複数の木があります）を含みます 3 本物件東側で隣接地から下水管が通っていますので、壊さないように注意してください			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	1101		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目8番1（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目8番街区		
貸付面積	1,310.76㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約15m 東側 市道 現況幅員 約11m	舗装有 高低差有り 舗装有 高低差なし	
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方	約1.6km	徒歩約20分
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側に傾斜があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、傾斜地を含んだ面積での貸付となります。傾斜地も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	1102		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番 1 （一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番街区		
貸付面積	1,309.22㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成 3 年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.5km 徒歩約19分		
1 令和 8 年 3 月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう 1 年更新することができます。なお、更新については、令和13年 3 月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。 9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

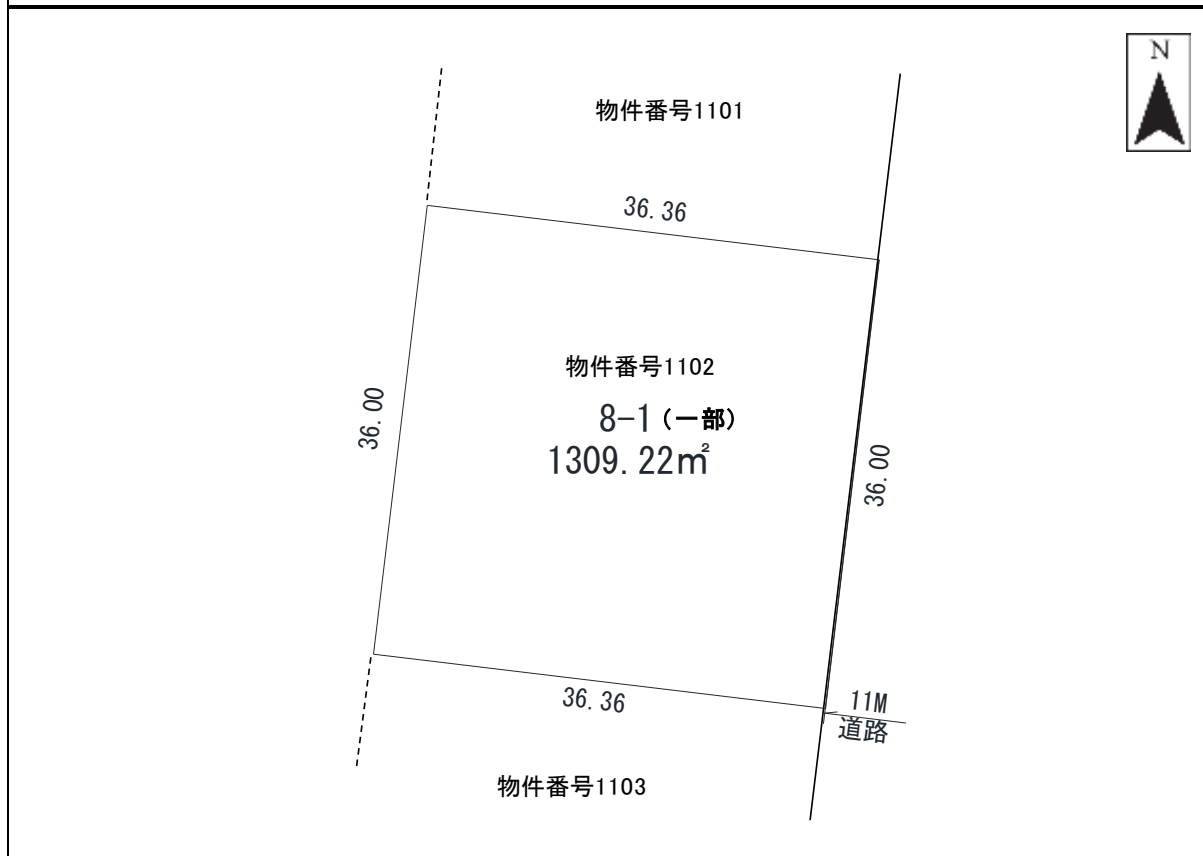
物件番号	1102
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1103		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目8番1（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目8番街区		
貸付面積	1,309.08㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.5km 徒歩約19分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。 9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

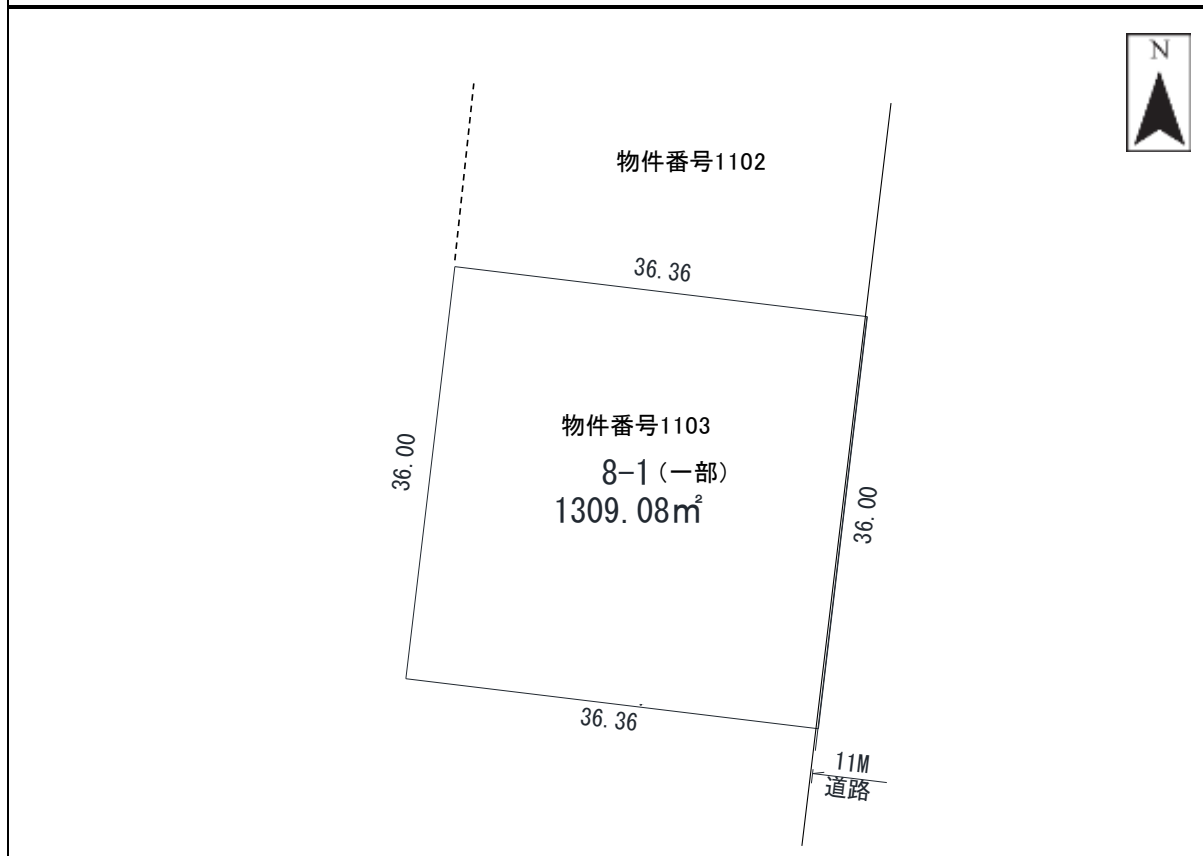
物件番号	1103
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

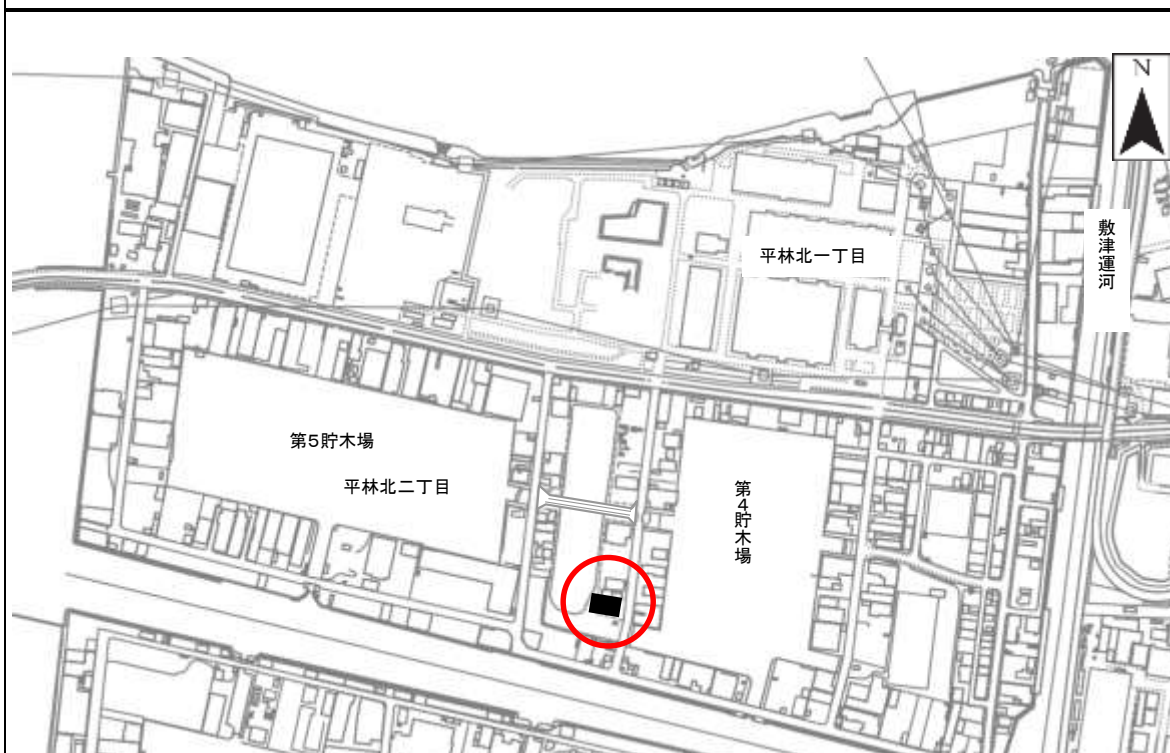
明 細 図



物件番号	1200		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番14		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番街区		
貸付面積	856.49㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.3km 徒歩約17分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。 9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

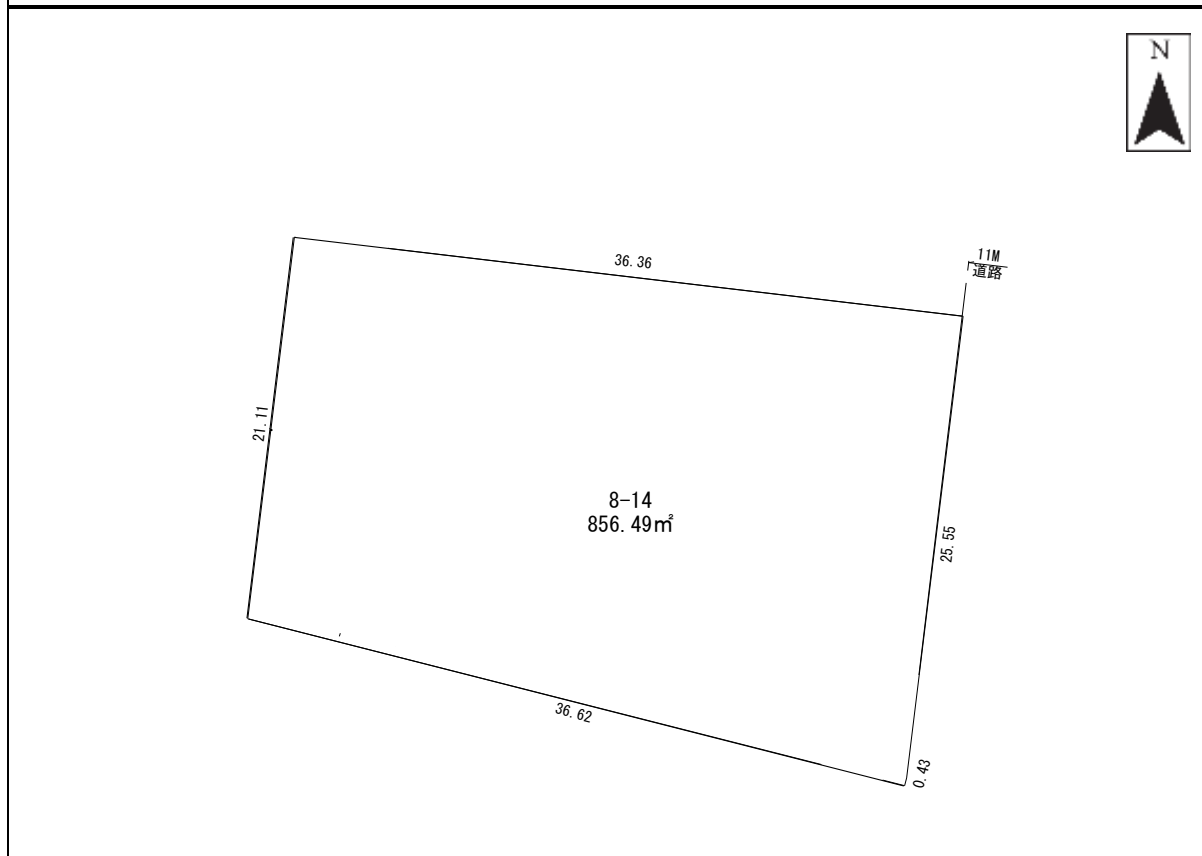
物件番号	1200
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

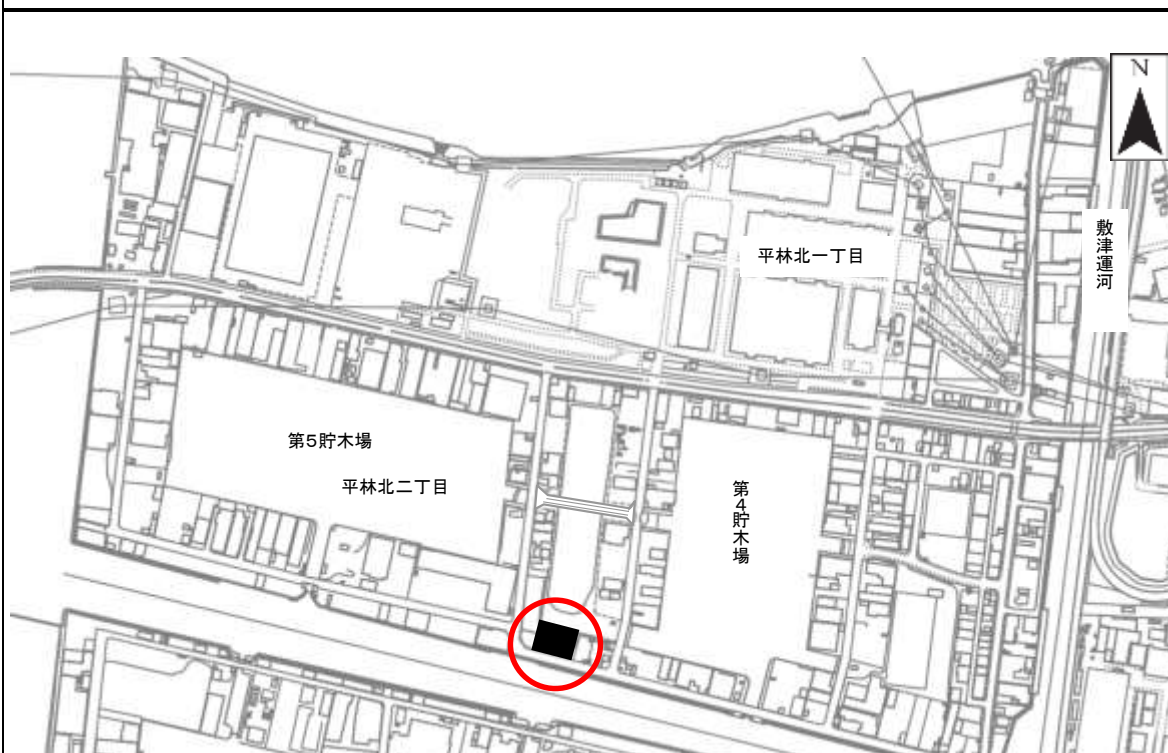
明 細 図



物件番号	1301		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番23（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番街区		
貸付面積	1,841.56㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方	約1.3km	徒歩約17分
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 北側に傾斜と複数の木があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、傾斜地を含んだ面積での貸付となります。傾斜地も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

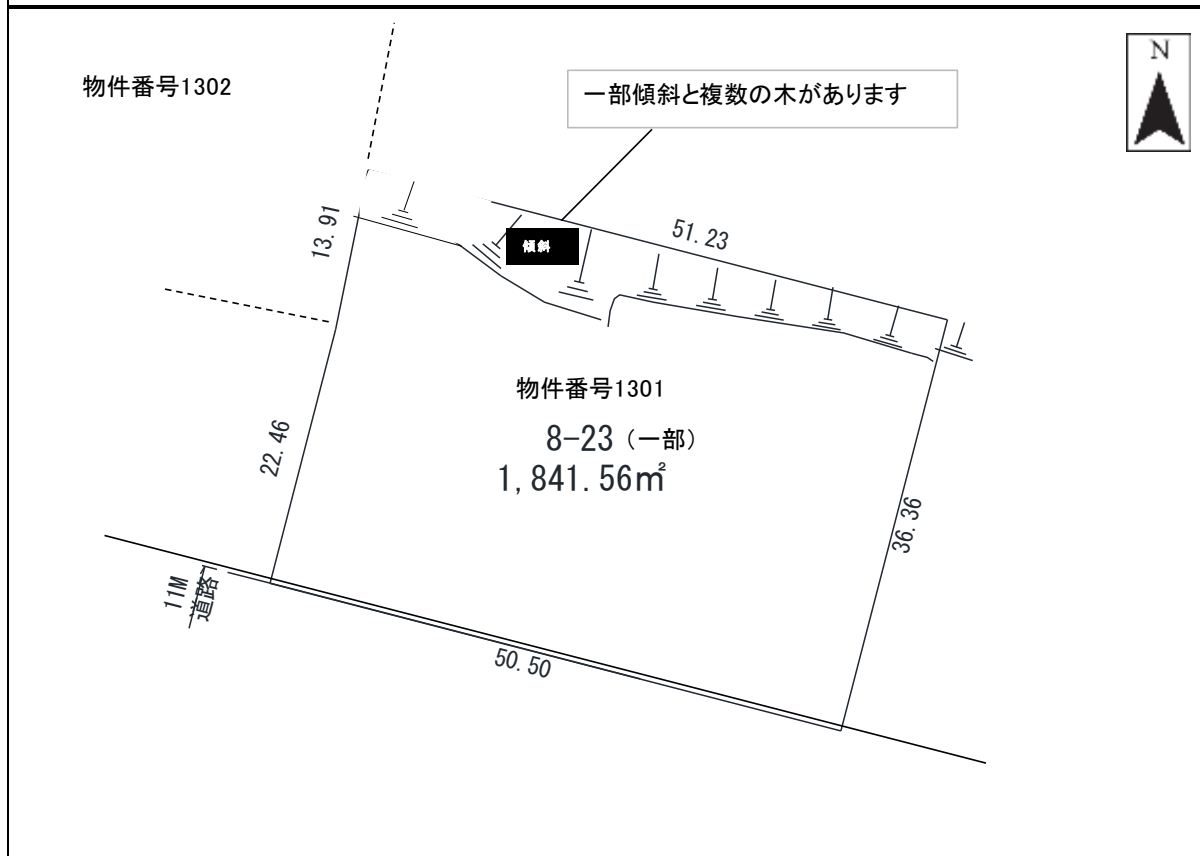
物件番号	1301
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

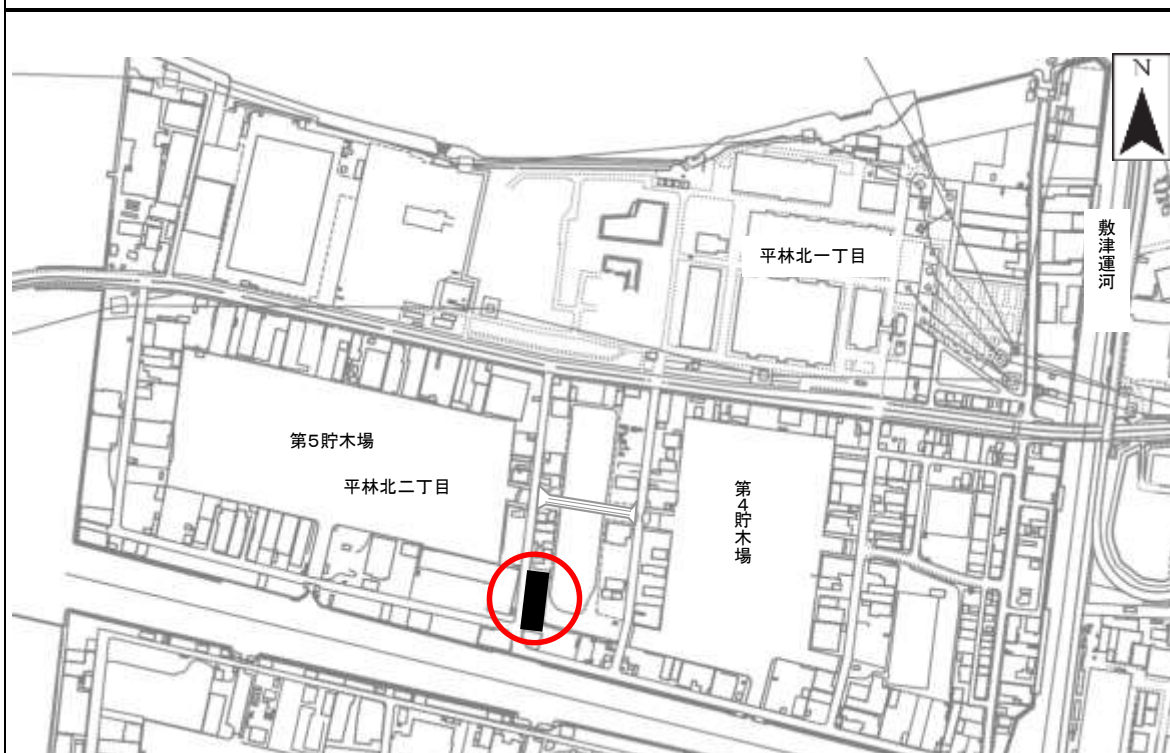
明 細 図



物件番号	1302		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番23（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番街区		
貸付面積	1, 939. 73㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成 3 年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1. 4km 徒歩約18分		
現況			
1 令和 8 年 3 月31日まで賃付中です 2 東側に傾斜があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう 1 年更新することができます。なお、更新については、令和13年 3 月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、傾斜地を含んだ面積での貸付となります。傾斜地も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

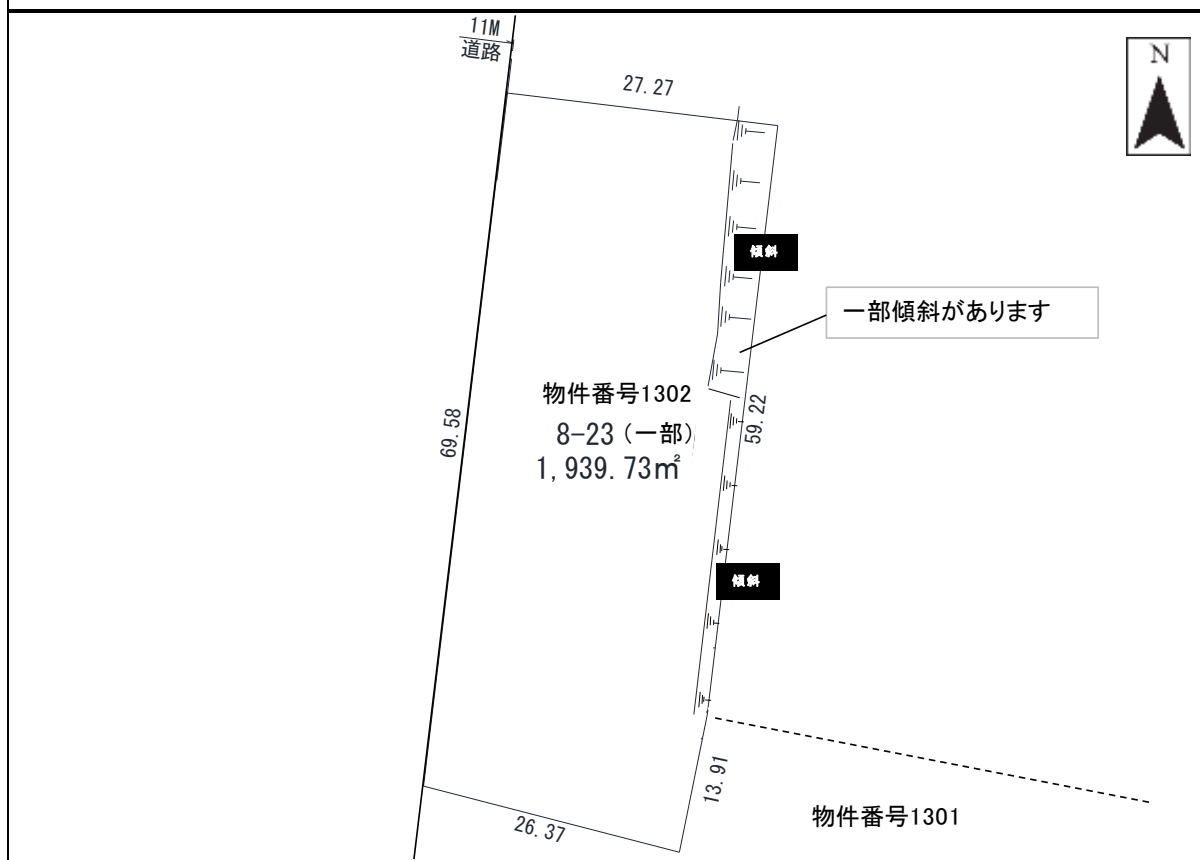
物件番号	1302
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1400		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番53		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目 8 番街区		
貸付面積	1,292.04㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.7km 徒歩約23分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。 9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

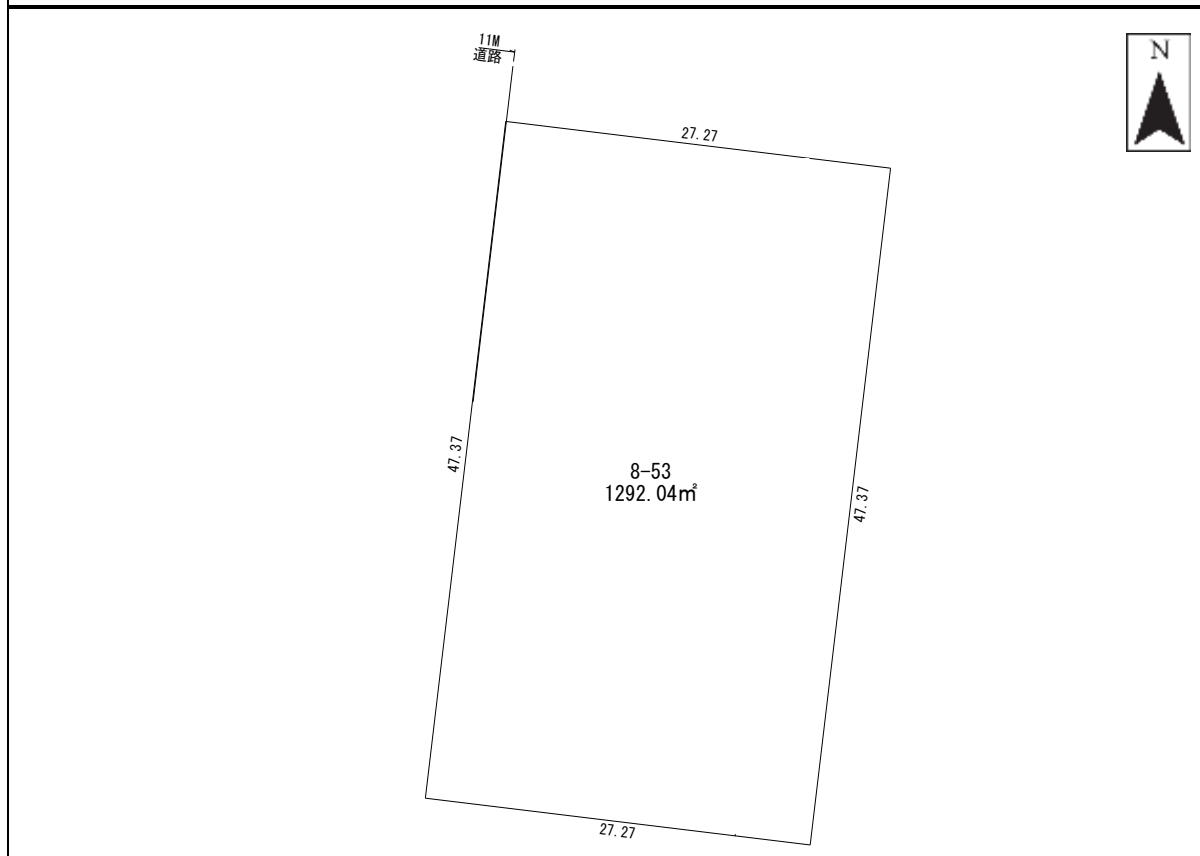
物件番号	1400
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

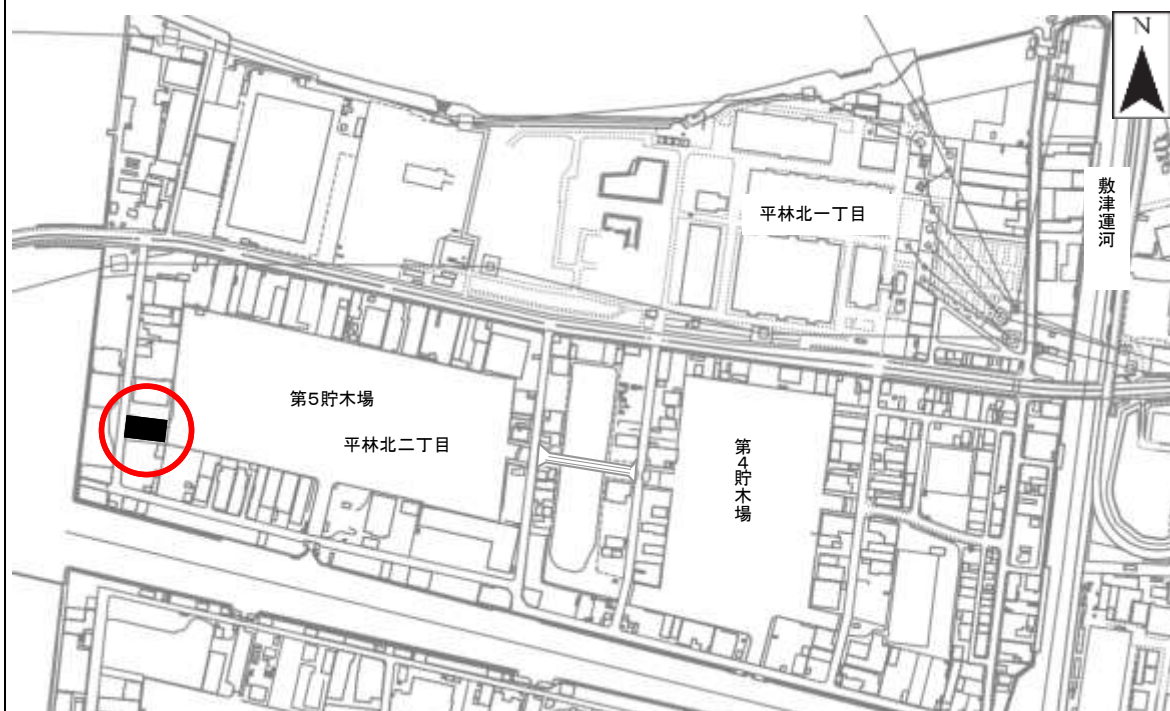
明 細 図



物件番号	1500		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目9番64		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目9番街区		
貸付面積	1,301.91㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム フェリーターミナル駅の東方 約1.8km 徒歩約23分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 東側の水面及び法面を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

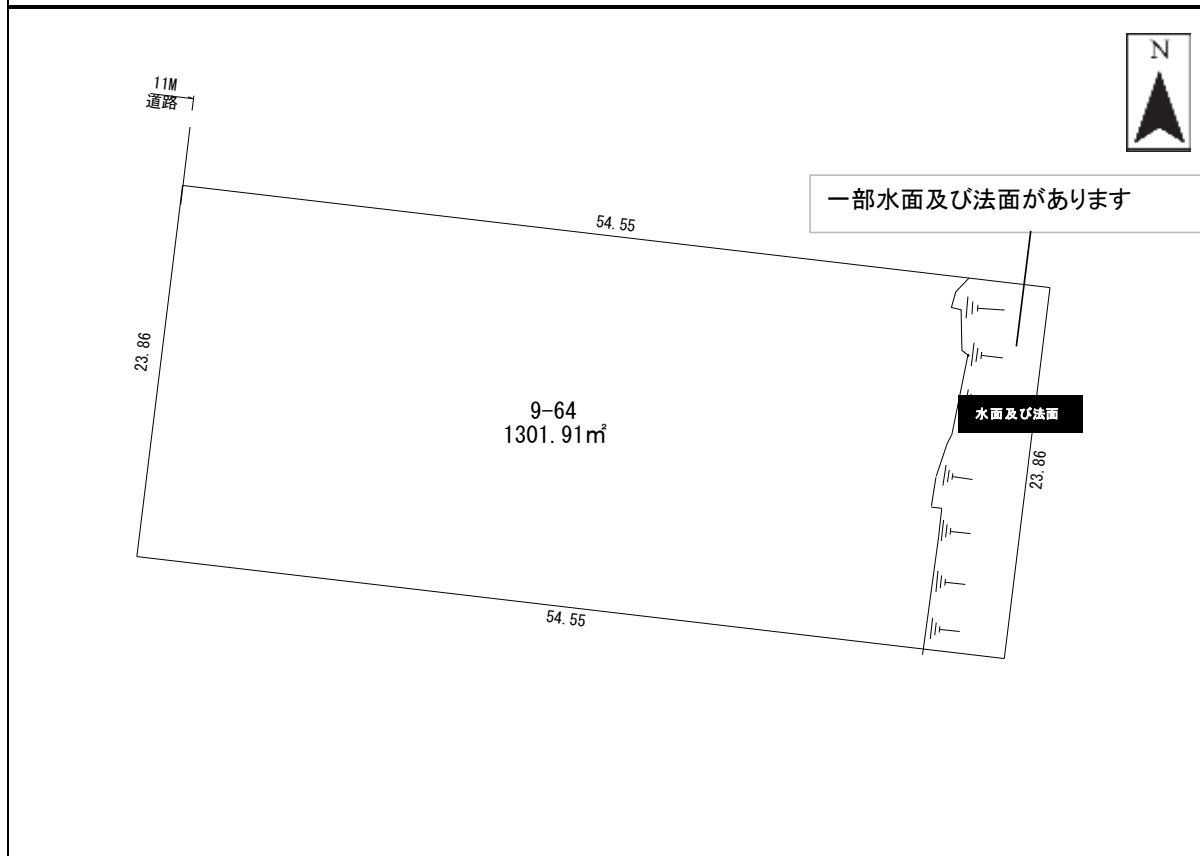
物件番号	1500
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

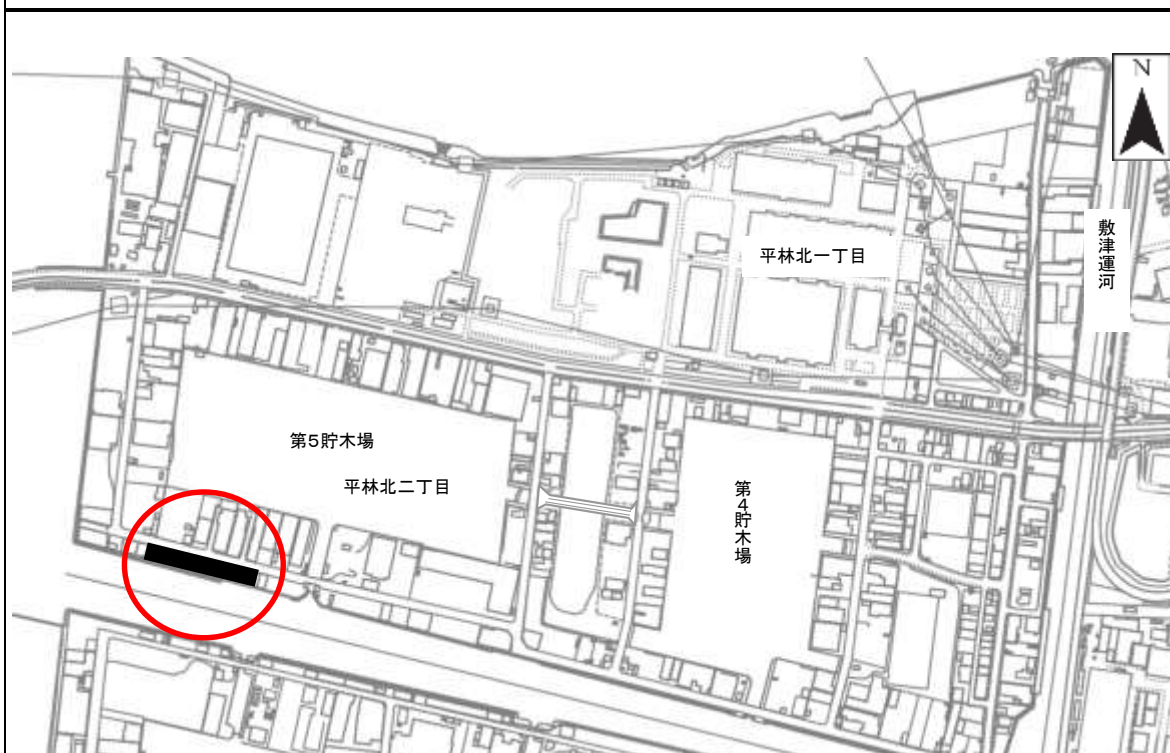
明 細 図



物件番号	1600		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目9番144		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目9番街区		
貸付面積	2,671.27㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北西方 約1.8km 徒歩約23分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 南側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

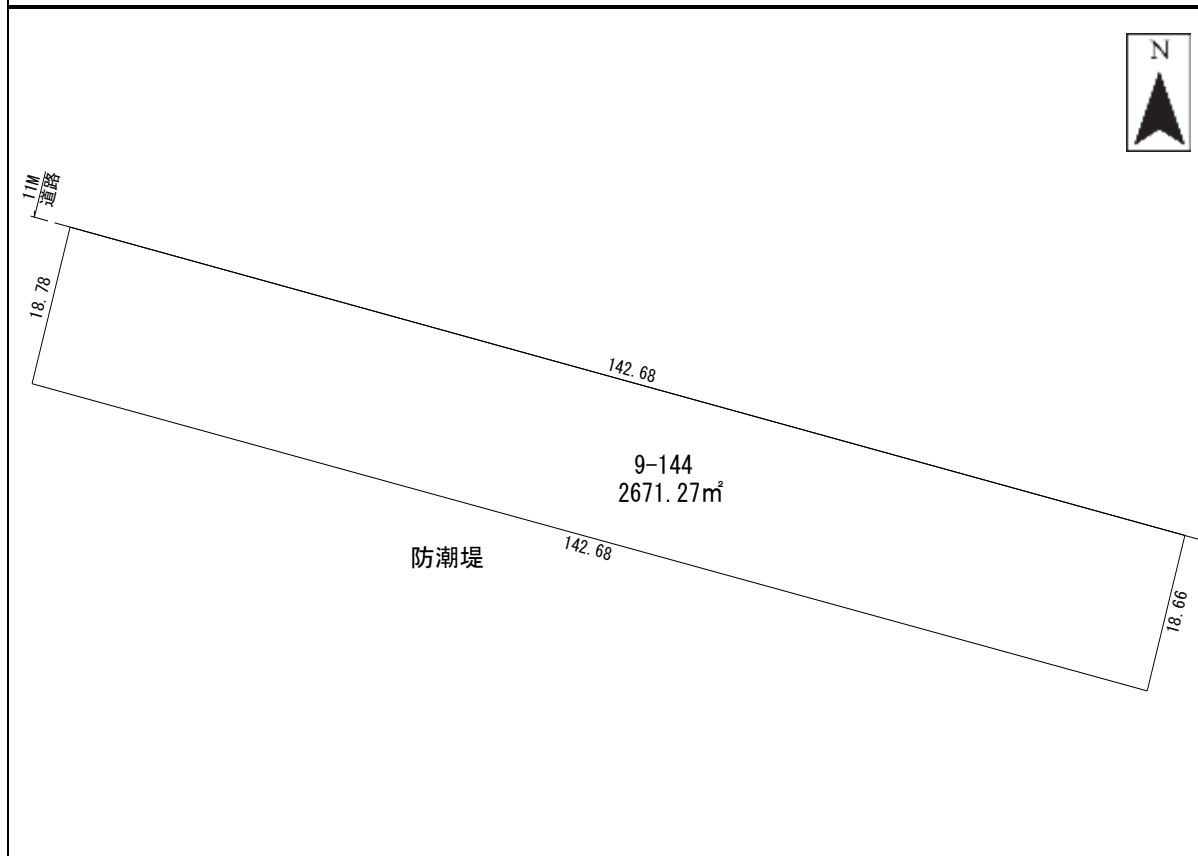
物件番号	1600
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1701		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目9番151（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目9番街区		
貸付面積	1,608.47㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム フェリーターミナル駅の東方 約1.8km 徒歩約23分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

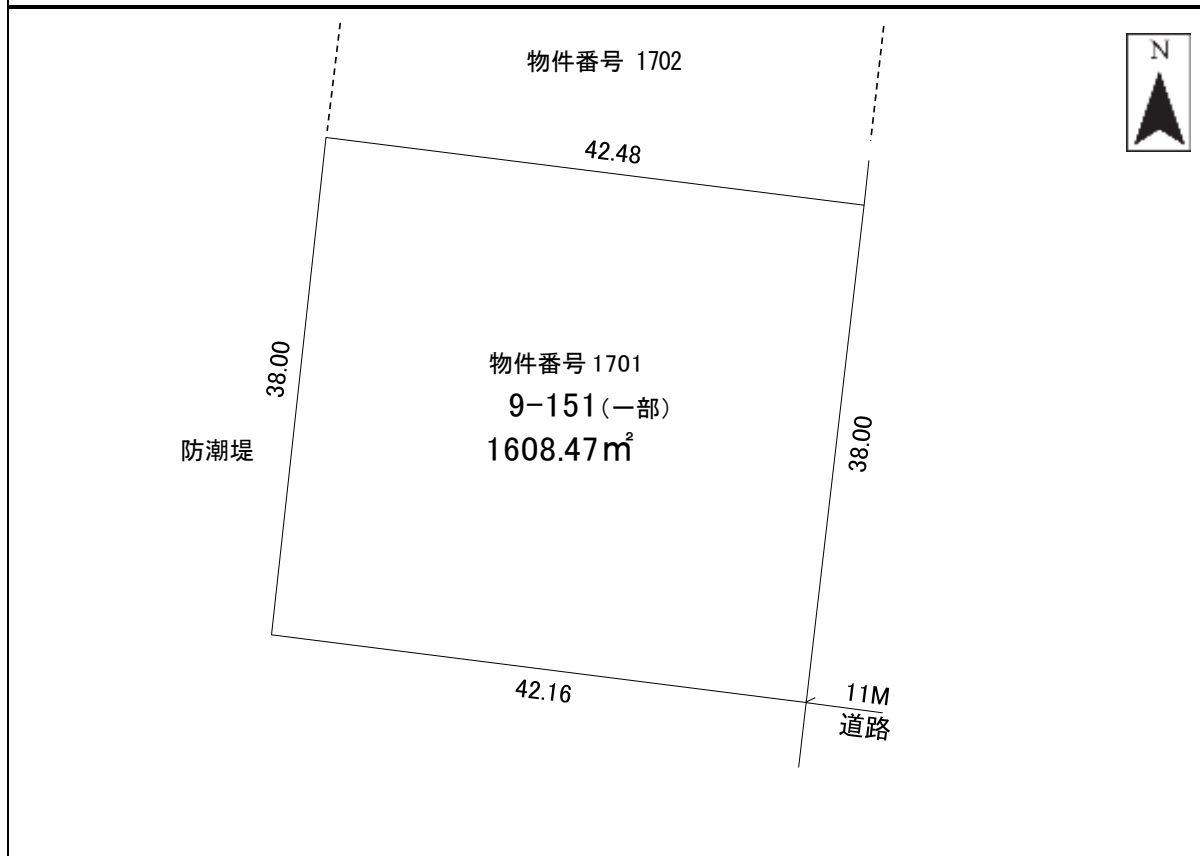
物件番号	1701
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1702		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目9番151（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目9番街区		
貸付面積	1,604.86㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム フェリーターミナル駅の東方 約1.8km 徒歩約23分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

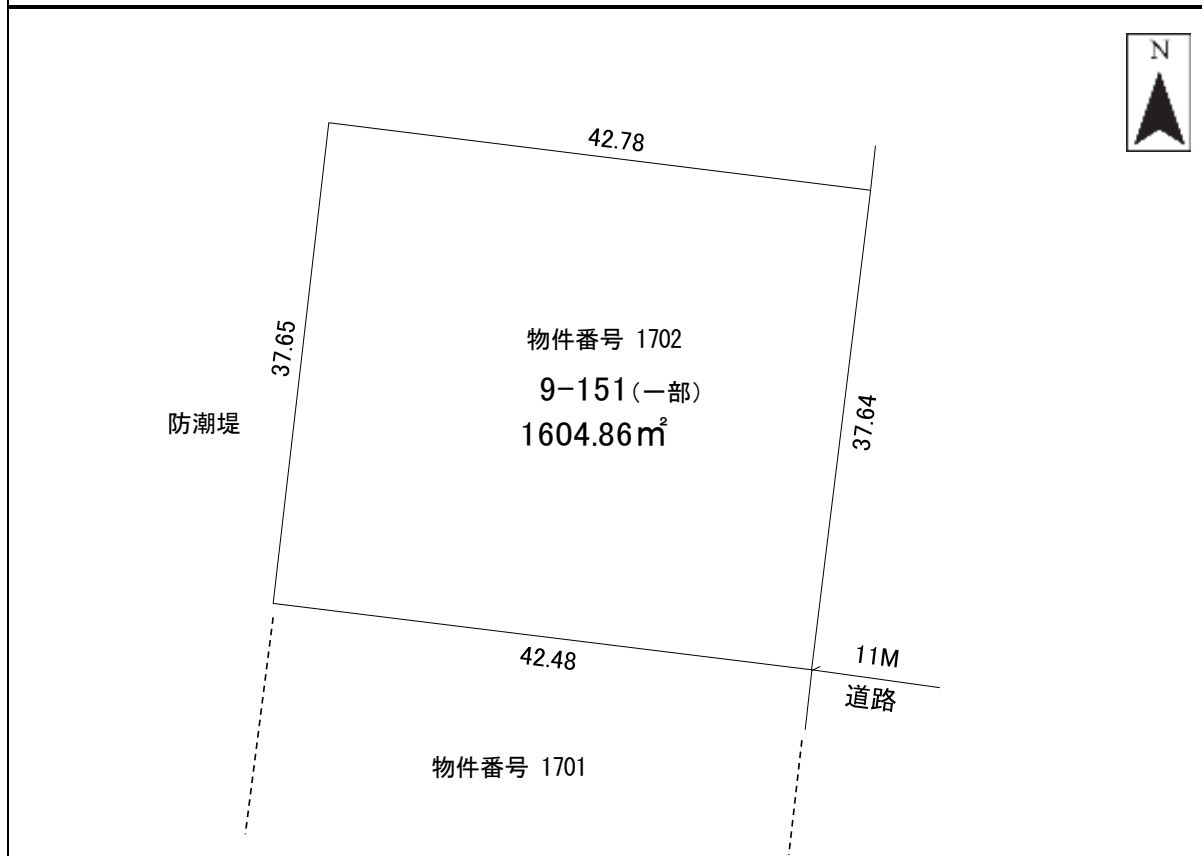
物件番号	1702
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1800		
所在地	大阪市住之江区平林北二丁目9番154		
住居表示	大阪市住之江区平林北二丁目9番街区		
貸付面積	1,600.26㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム フェリーターミナル駅の東方 約1.7km 徒歩約22分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側は防潮堤になっています			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和11年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。また、防潮堤躯体の水際線から20メートル以内の範囲は「港湾隣接地域」に指定されています。規制等については、大阪港湾局計画整備部海務課（防災保安）（電話：06-6572-2691）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

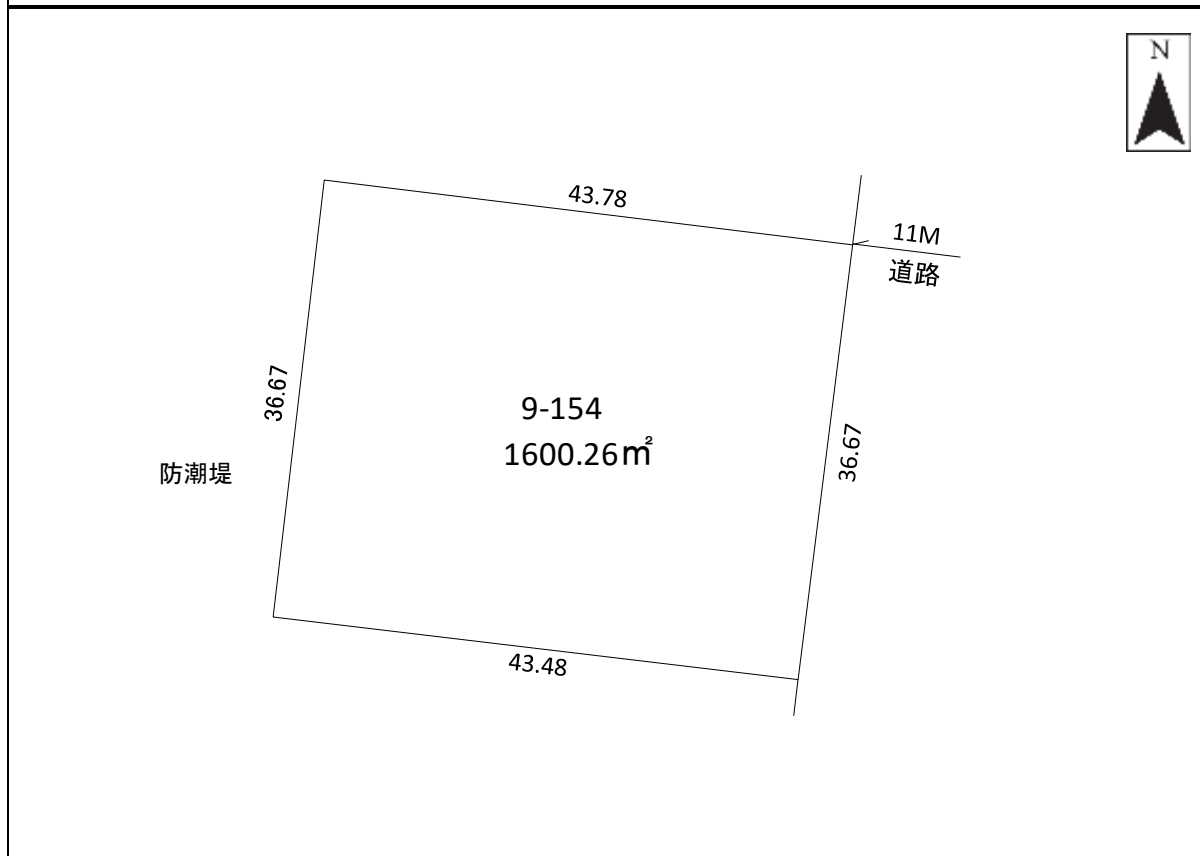
物件番号	1800
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	1901		
所在地	大阪市住之江区平林南一丁目2番4（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林南一丁目2番街区		
貸付面積	3,386.77㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約350m 徒歩約5分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側の水面及び法面を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
11 隣接する市有地に、本市または本市が委託した事業者等が出入りすることがあります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

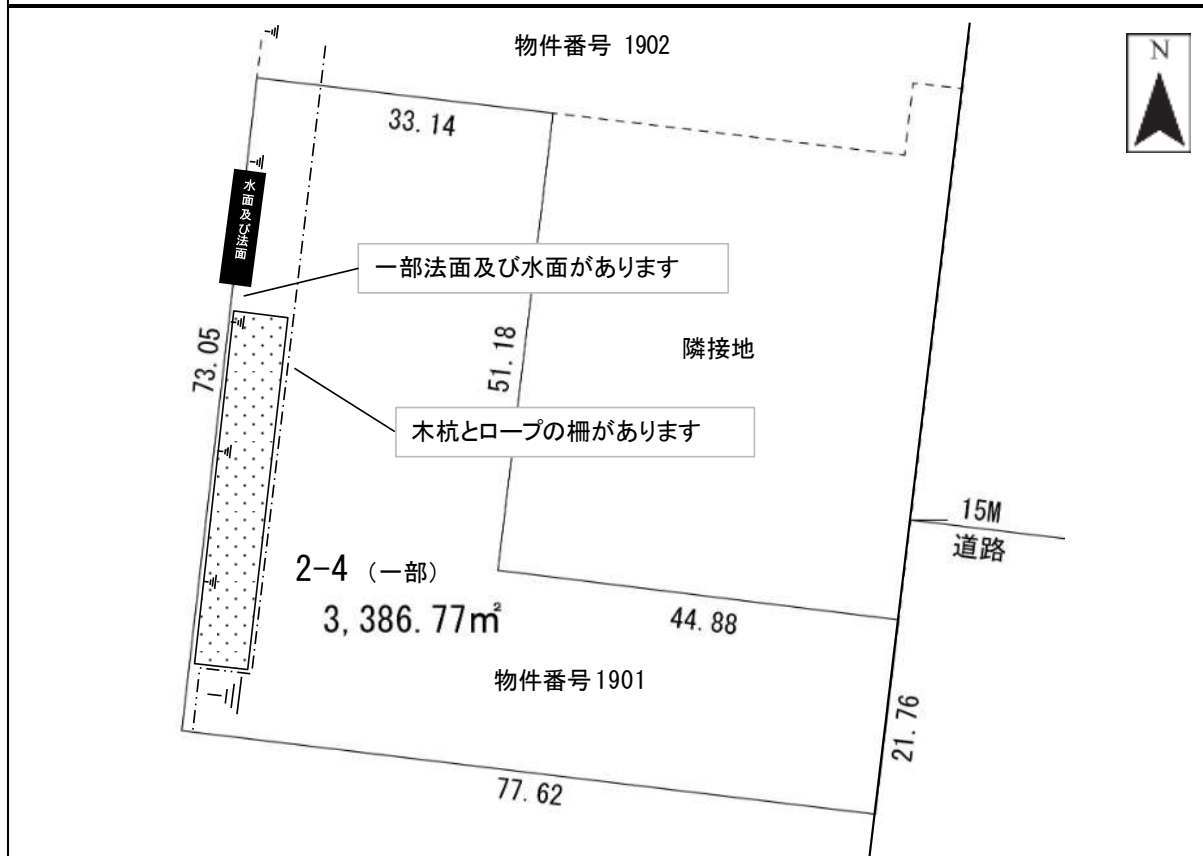
物件番号	1901
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

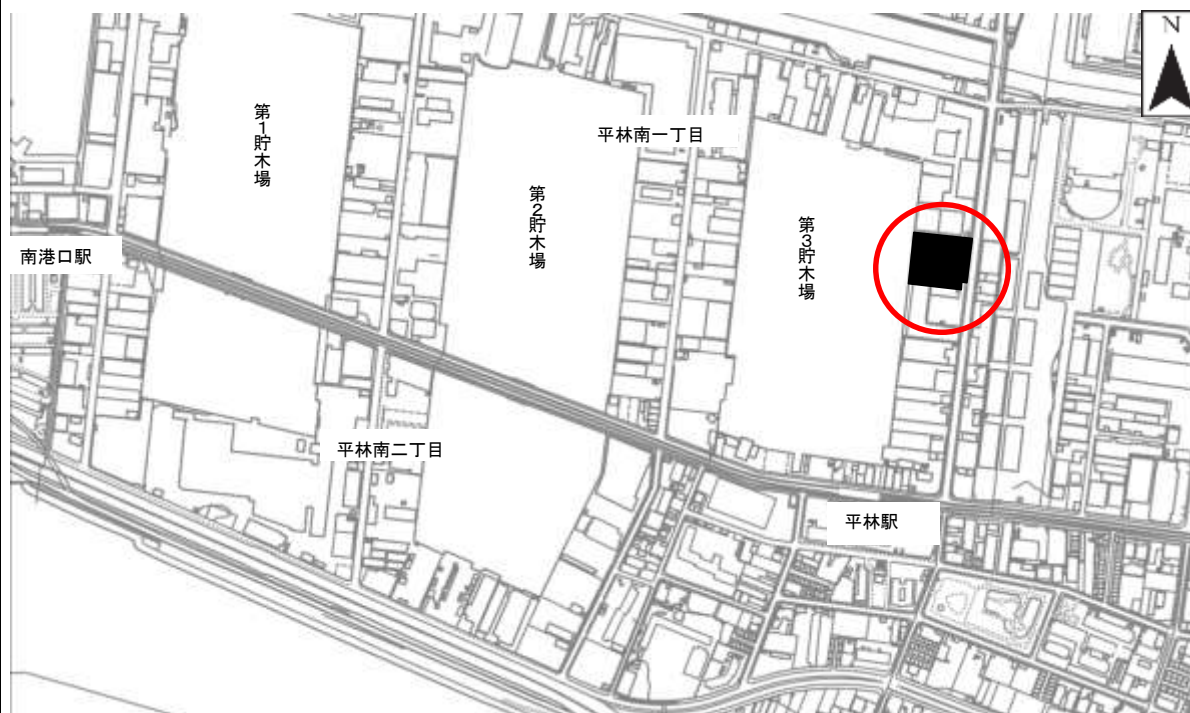
明 細 図



物件番号	1902		
所在地	大阪市住之江区平林南一丁目2番4（一部）		
住居表示	大阪市住之江区平林南一丁目2番街区		
貸付面積	5,288.31㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	東側 市道 現況幅員 約15m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の北方 約450m 徒歩約6分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側の水面及び法面を含みます 3 東側の植栽を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
10 本物件は一部、植栽、水面及び法面を含んだ面積での貸付となります。植栽、水面及び法面も含めた適正な維持管理を賃借人の責任と負担において行って下さい。			
11 隣接する市有地に、本市または本市が委託した事業者等が出入りすることがあります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

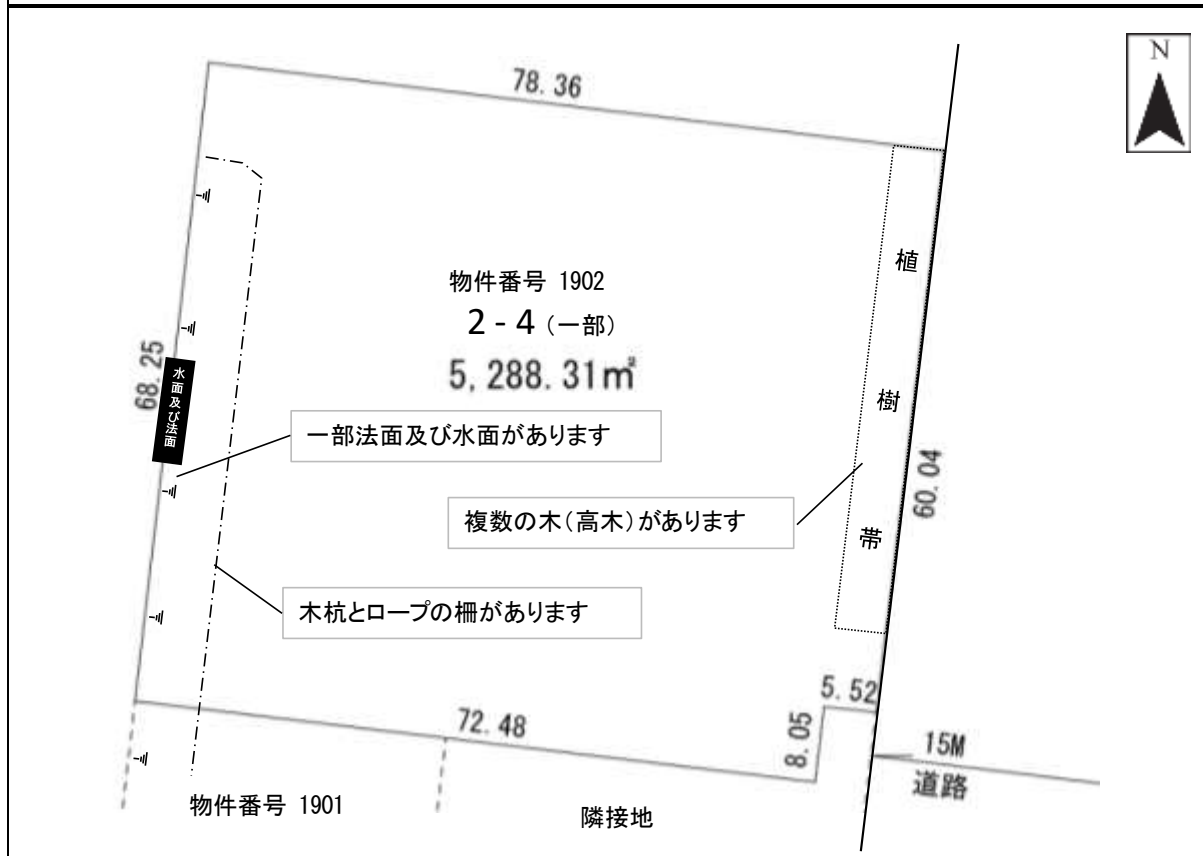
物件番号	1902
------	------

周 辺 図

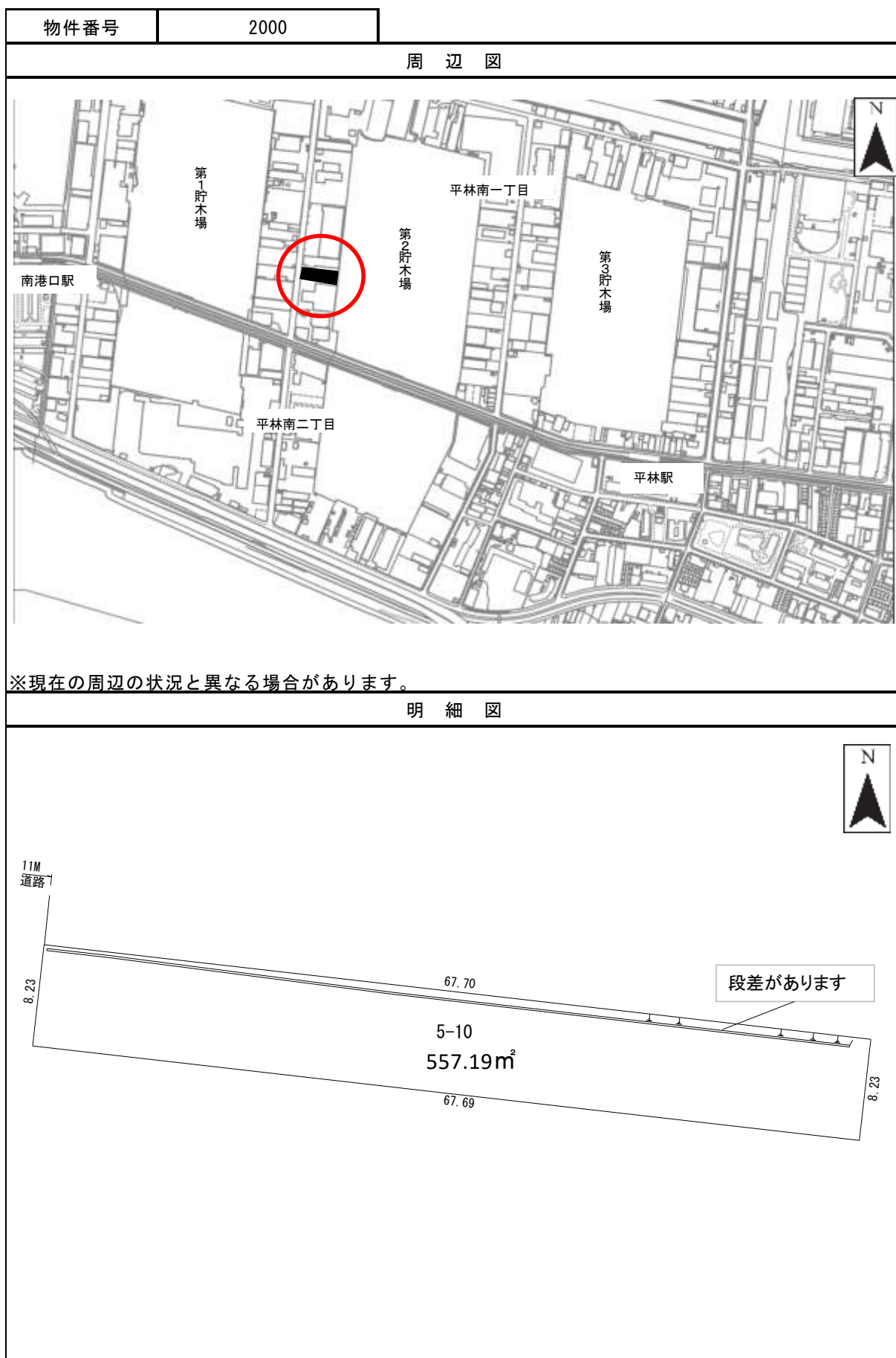


※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	2000		
所在地	大阪市住之江区平林南一丁目5番10		
住居表示	大阪市住之江区平林南一丁目5番街区		
貸付面積	557.19㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 南港口駅の東方 約700m 徒歩約9分		
現況			
1 令和8年3月31日まで賃付中です 2 一部段差があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			



物件番号	2100		
所在地	大阪市住之江区平林南二丁目10番11内		
住居表示	大阪市住之江区平林南二丁目10番街区		
貸付面積	681.45㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約25m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 平林駅の南西方 約700m 徒歩約9分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 西側に工場の出入り口があります 3 隣接地から北側で建物の一部及び西側でダクト・軒等が越境しています 4 電柱2本があります			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

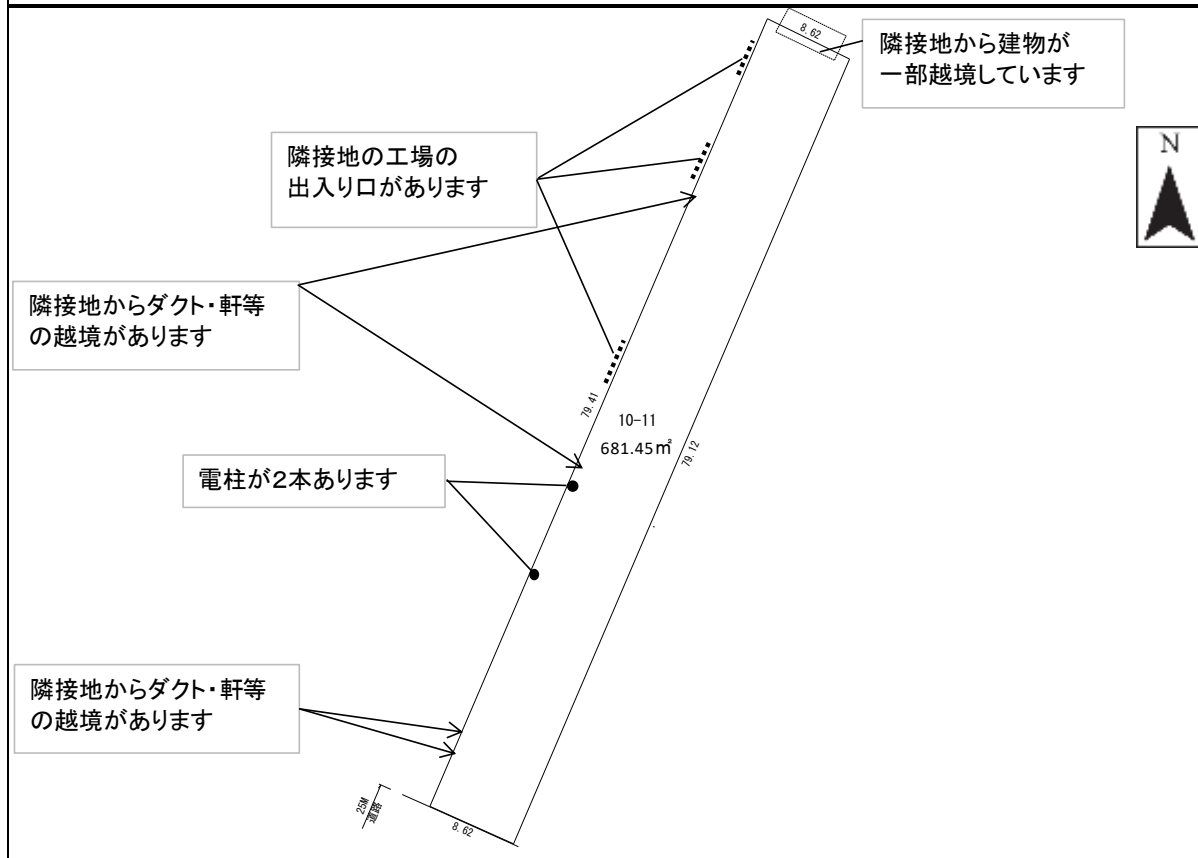
物件番号	2100
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

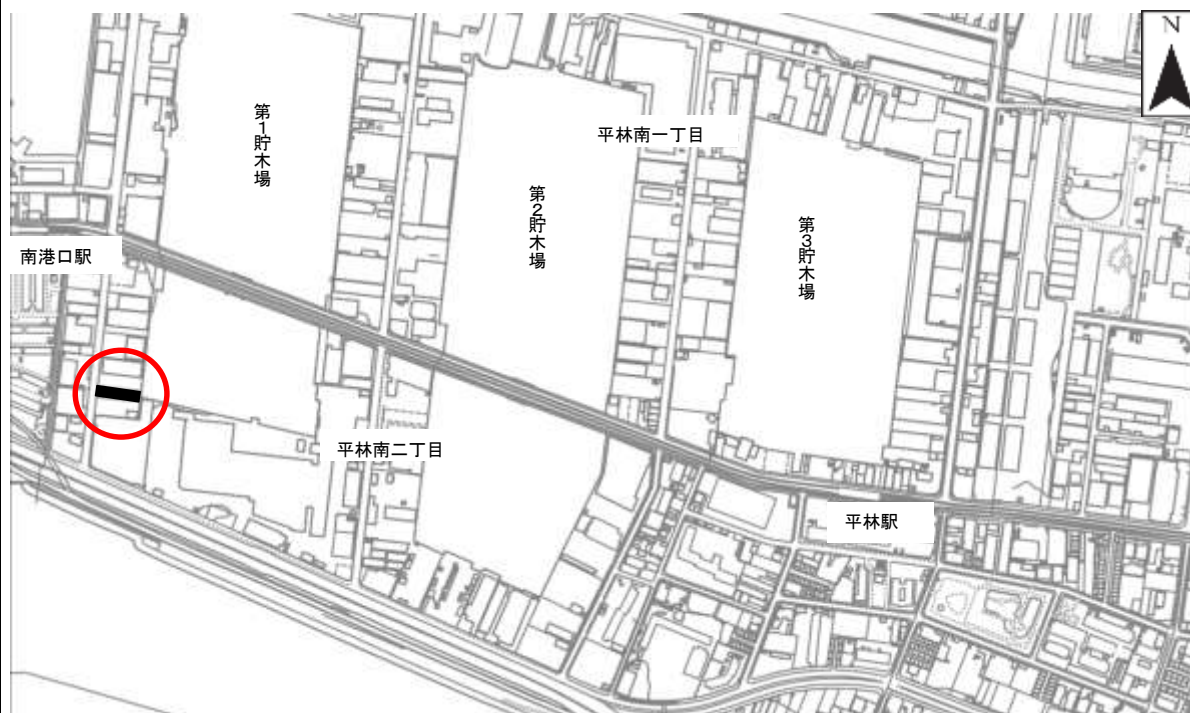
明 細 図



物件番号	2200		
所在地	大阪市住之江区平林南二丁目11番19		
住居表示	大阪市住之江区平林南二丁目11番街区		
貸付面積	852.51㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約11m 舗装有 高低差なし		
用途地域	工業専用（大阪港臨港地区）		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro ニュートラム 南港口駅の南東方 約350m 徒歩約5分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です 2 東側の水面及び段差を含みます			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和11年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 本物件を使用する際に、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
9 本物件の存する地域は、都市計画上の「臨港地区」に指定されており、臨港地区では建築物その他構築物の建設等の規制について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず、「大阪臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」が適用されます。 詳細については、大阪港湾局営業推進室開発調整課（電話：06-6615-7740）へお問い合わせください。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

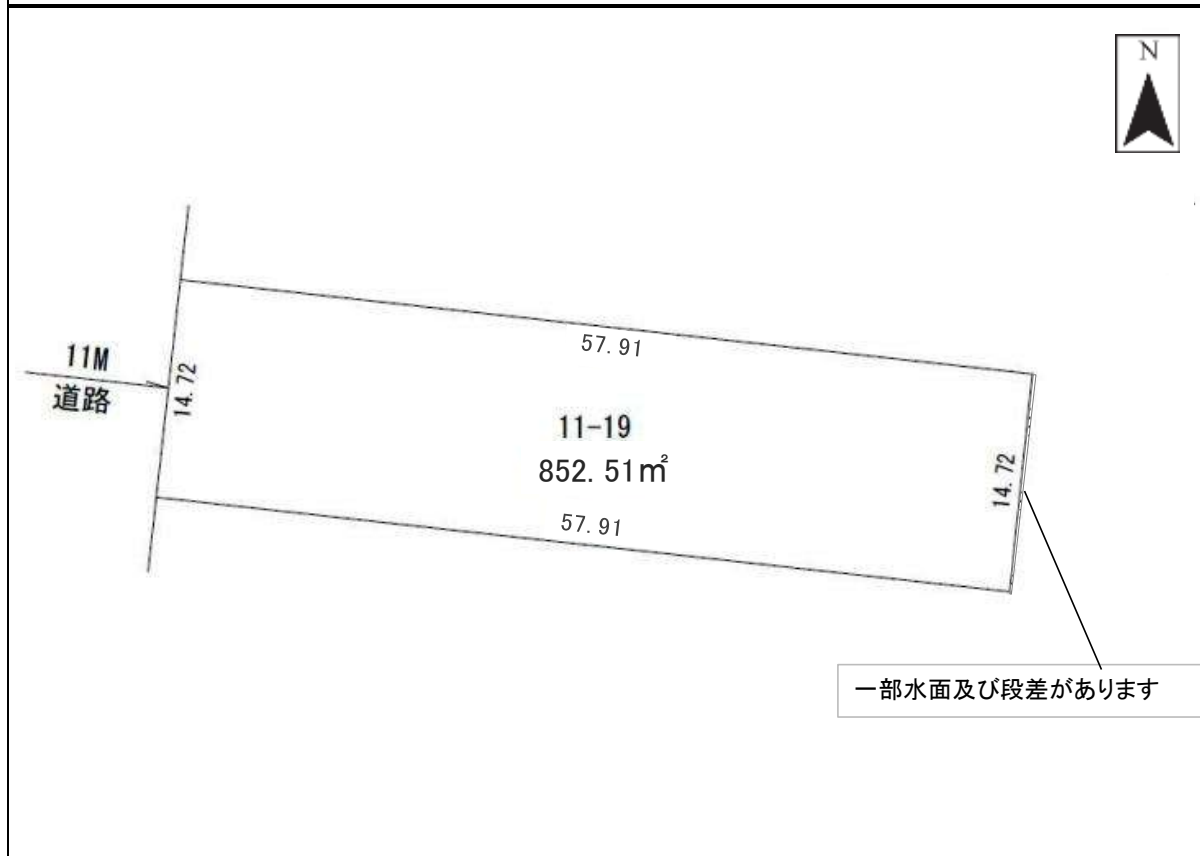
物件番号	2200
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

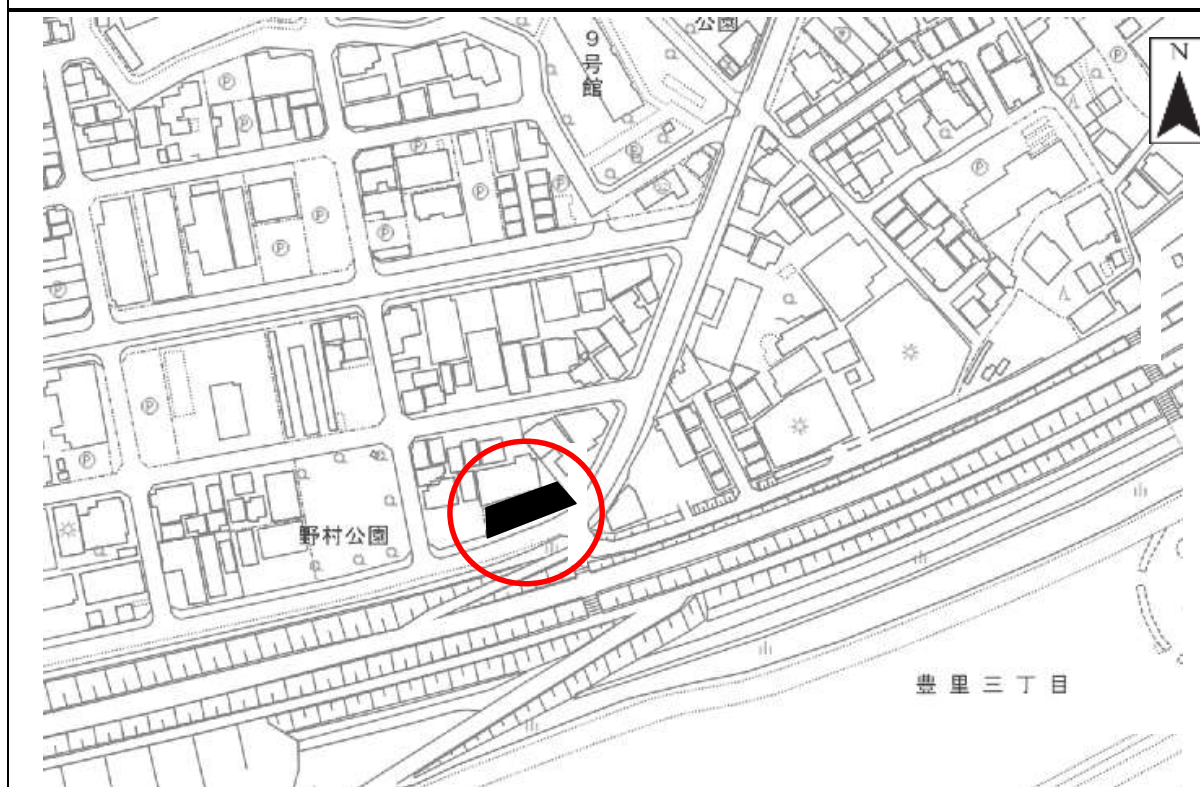
明 細 図



物件番号	2300		
所在地	大阪市東淀川区豊里三丁目5番11内		
住居表示	大阪市東淀川区豊里三丁目5番街区		
貸付面積	209.96㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成30年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	西側 市道 現況幅員 約6m 舗装有 高低差なし		
用途地域	第2種中高層住居専用		
交通機関			
鉄道	Osaka Metro今里筋線 だいどう豊里駅の南方680m 徒歩約9分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 現状有姿で賃貸しますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

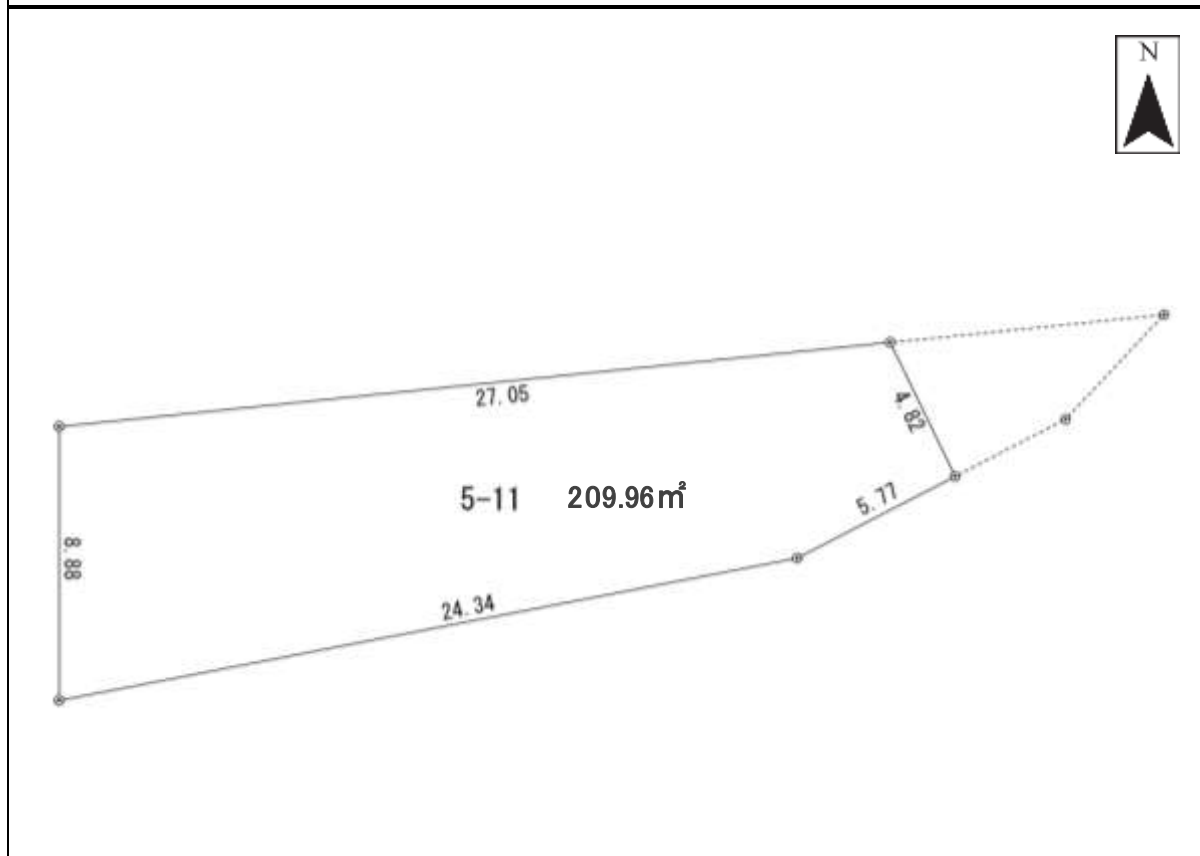
物件番号	2300
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



物件番号	2400		
所在地	大阪市西淀川区大和田六丁目148番1内		
住居表示	大阪市西淀川区大和田六丁目16番街区		
貸付面積	48.01㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約6m 舗装有 高低差なし		
用途地域	第1種住居		
交通機関			
鉄道	阪神電鉄 阪神なんば線 出来島駅の東南方450m 徒歩約6分		
現況			
1 令和8年3月31日まで貸付中です			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 現状有姿で賃貸しますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

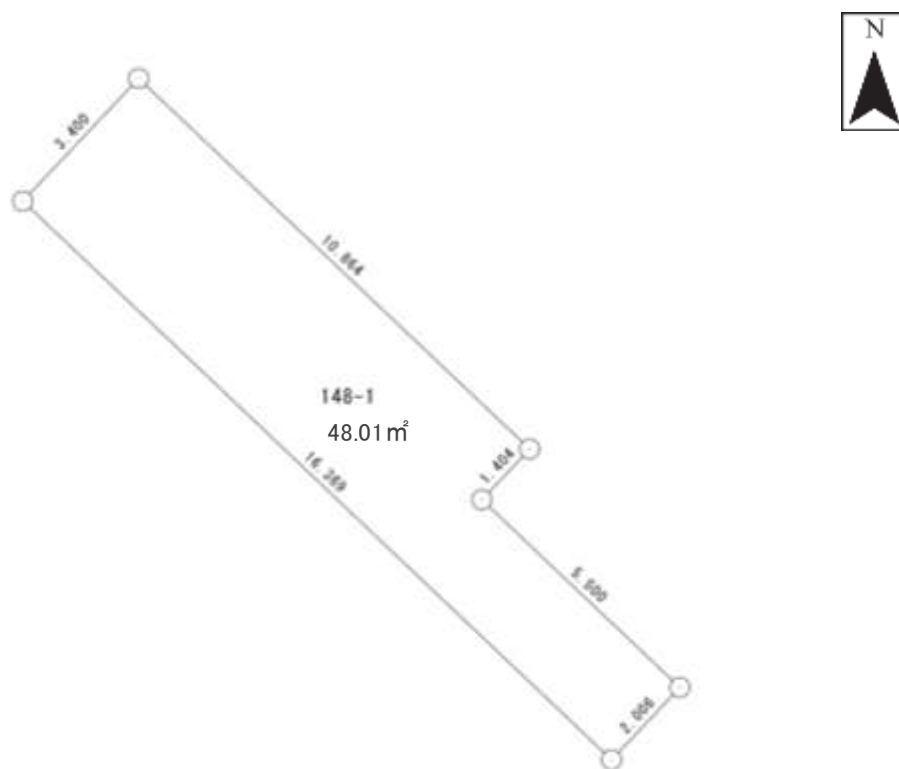
物件番号	2400
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

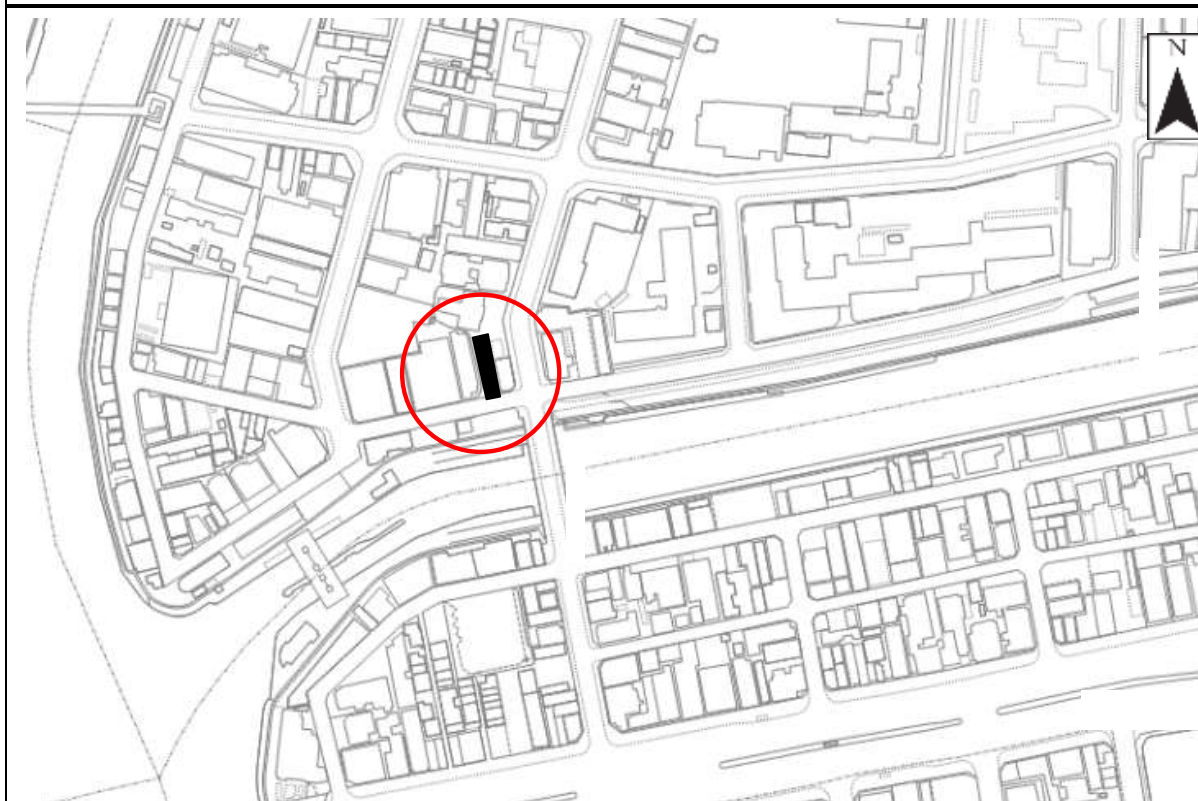
明 細 図



物件番号	2500		
所在地	大阪市西区南堀江四丁目2番69内		
住居表示	大阪市西区南堀江四丁目25番街区		
貸付面積	198.00㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	南側 市道 現況幅員 約8m 舗装有 高低差あり（0cm～65cm）		
用途地域	商業		
交通機関			
鉄道	阪神電鉄 阪神なんば線 桜川駅の北西方550m 徒歩約7分		
現況			
1 西側境界から約2.6mの範囲は使用する事ができません。			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう1年更新することができます。なお、更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。 2 現状有姿で賃貸しますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。 なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。 3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。 4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。 5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。 6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。 7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。 8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

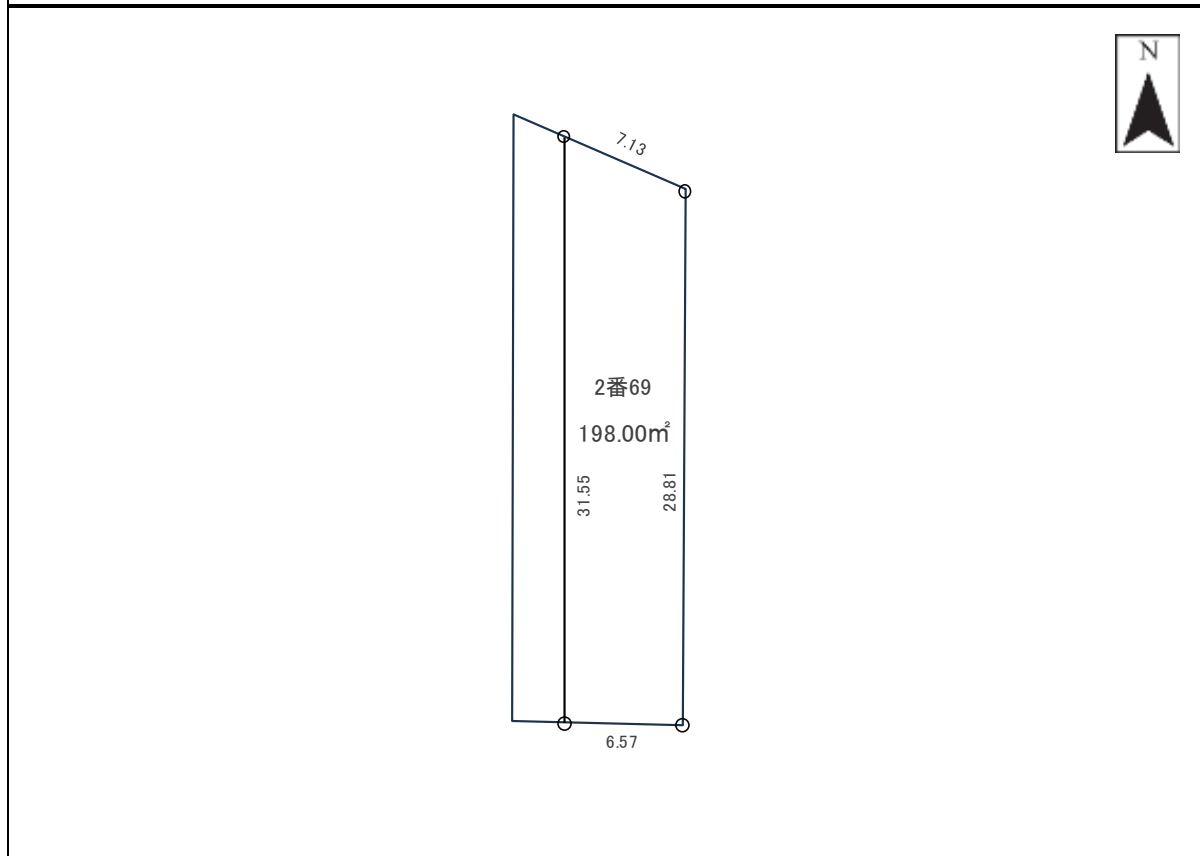
物件番号	2500
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

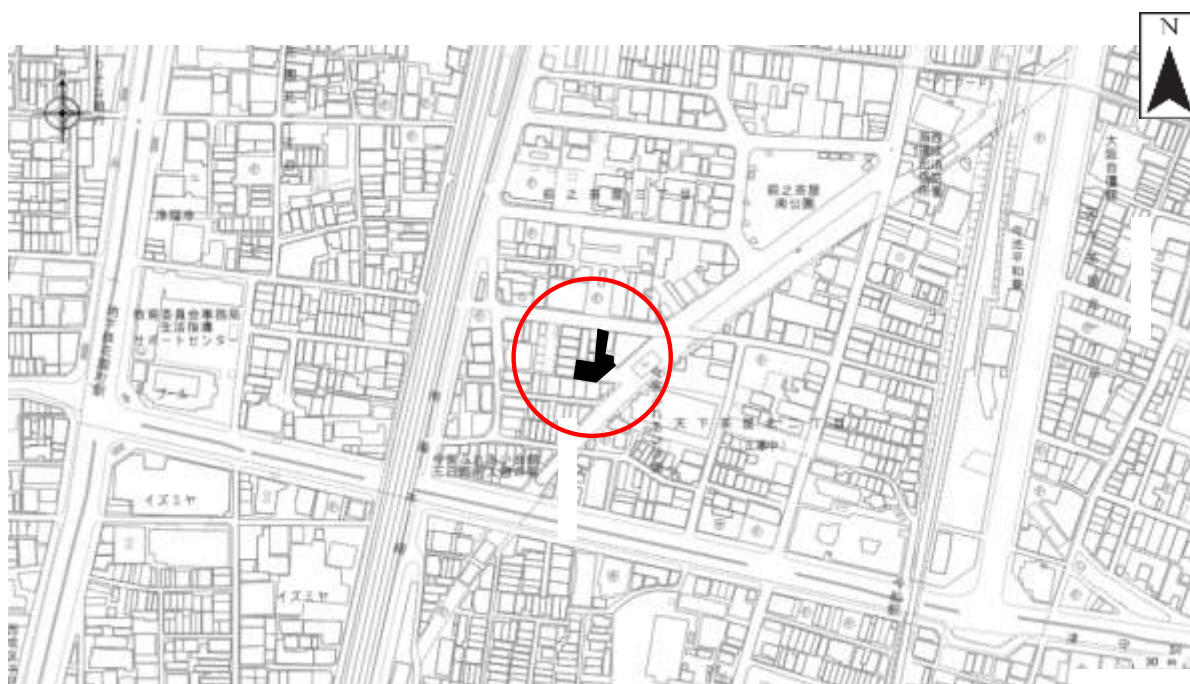
明 細 図



物件番号	2600		
所在地	大阪市西成区菰之茶屋三丁目 9 番12内		
住居表示	大阪市西成区菰之茶屋三丁目 9 番街区		
貸付面積	279.00㎡		
指定用途	原則平面利用（ただし、建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成 3 年法律第90号）第25条が適用される場合に限り認めることとします。）		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更 地
接面道路の状況	北側 市道 現況幅員 約 8 m 舗装有 高低差なし		
用途地域	商業		
交通機関			
鉄道	南海電気鉄道 南海本線 菰之茶屋駅の南東方160m 徒歩約 2 分		
現況			
1 本件地の北東部分の一部については使用する事ができません。			
特記事項			
1 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの期間とします。 ただし、本市と事前に協議を行えば、更に向こう 1 年更新することができます。なお、更新については、令和13年 3 月31日を超えることができないものとします。なお、本市の土地活用上の理由等により、更新できない場合があります。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。			
2 現状有姿で賃貸しますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去等が必要な場合は、その費用負担及び工事に必要な申請等については全て賃借人で行って下さい。越境物等についても同様とします。 なお、入札時と貸付開始時の現況が異なる場合は、貸付開始時の現況を優先します。			
3 土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。現状のまま賃貸しますので、必要に応じて賃借人の負担で対応してください。なお、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも一切の責任を負いません。			
4 賃貸借期間満了等により、本物件を返還する場合は、本市と協議のうえ、賃借人の費用負担で原状回復し返還してください。			
5 賃貸借期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を除草並びに清掃等適正に管理してください。			
6 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、周辺環境を損なうと予想される用途では使用できません。			
7 本物件を使用する場合は、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全性確保など周辺環境に配慮しながら適切な管理・運営を行って下さい。			
8 貸付物件及び周辺施設の管理のため、本市職員が立ち入り並びに作業をする場合があります。その場合は本市に協力することとします。			
お問い合わせ先 都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ TEL 06（6208）9441			

物件番号	2600
------	------

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図

